

30水管第447号
平成30年5月 日

水産政策審議会
会 長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第297号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規
定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29日公表。
以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の
規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

【別紙】

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 11 月 29 日公表 平成 29 年 12 月 28 日一部改正 平成 30 年 2 月 27 日一部改正 <u>平成 30 年 5 月 ○日一部改正</u></p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項</p> <p>1 第 1 種特定海洋生物資源ごとの動向</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) まさば及びごまさばの動向 我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。 まさば太平洋系群は、2004 年、2009 年、2013 年に豊度の高い加入があり、2016 年の資源量は 235 万トンである。親魚量から資源水準は中位と判断され、また、過去 5 年間 (2012 年～2016 年) の親魚量の推移から動向は増加と判断されるが、北西太平洋公海での外国漁船による採捕の影響も懸念されることから、その動向には注意が必要である。まさば対馬暖流系群の 2016 年の資源量は 59 万トンで、親魚量から資源水準は低位、過去 5 年間 (2012 年～2016 年) の資源量の推移から動向は増加と判断される。ごまさば太平洋系群の 2016 年の資源量は 23.4 万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去 5 年間 (2012 年～2016 年) の資源量の推移から動向は減少と判断される。ごまさば東シナ海系群の 2016 年の資源量は 13.1 万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去 5 年間 (2012 年～2016 年) の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。 まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 11 月 29 日公表 平成 29 年 12 月 28 日一部改正 平成 30 年 2 月 27 日一部改正</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項</p> <p>1 第 1 種特定海洋生物資源ごとの動向</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) まさば及びごまさばの動向 我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。 まさば太平洋系群は、2004 年、2007 年、2009 年、2013 年に豊度の高い加入があり、2016 年の資源量は 235 万トンである。親魚量から資源水準は中位と判断され、また、過去 5 年間 (2012 年～2016 年) の親魚量の推移から動向は増加と判断されるが、北西太平洋公海での外国漁船による採捕の影響も懸念されることから、その動向には注意が必要である。まさば対馬暖流系群の 2016 年の資源量は 59 万トンで、親魚量から資源水準は低位、過去 5 年間 (2012 年～2016 年) の資源量の推移から動向は増加と判断される。ごまさば太平洋系群の 2016 年の資源量は 23.4 万トンで、親魚量と資源量から資源水準は中位、過去 5 年間 (2012 年～2016 年) の資源量の推移から動向は減少と判断される。ごまさば東シナ海系群の 2016 年の資源量は 13.1 万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去 5 年間 (2012 年～2016 年) の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。 まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。</p> <p>(7)～2 (略)</p>

(7)～2 (略)

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性に関する事項

1～3 (略)

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能性は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能性は別に定めるものとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能性
1	さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000
2	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000
5	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000
6	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000
7	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,426

(注1) 上記の漁獲可能性の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(削る)

(注2) 上記の漁獲可能性のうち、以下に掲げる数量（以下「留保枠」という。）については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。

- ・まあじ：43,400 トン
- ・まいわし：160,000 トン
- ・まさば及びごまさば：81,200 トン
- ・ずわいがに：295 トン（A海域：252 トン、B海域：43 トン）

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能性のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性に関する事項

1～3 (略)

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能性は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能性は別に定めるものとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能性
1	さんま	平成30年7月～平成31年6月	
2	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000
5	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	
6	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000
7	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	

(注1) 上記の漁獲可能性の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注3) 上記の漁獲可能性のうち、以下に掲げる数量（以下「留保枠」という。）については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。

- ・まあじ：43,400 トン
- ・まいわし：160,000 トン

・(新設)

・(新設)

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能性のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	165,500
3	まあじ	大中型まき網漁業	80,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	407,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	418,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	20,400
		大中型まき網漁業	6,300
		いか釣り漁業	25,300
		小型するめいか釣り漁業	34,500
7	ずわいがに	<u>沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業</u>	3,913

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。)をいう。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の3の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

(注3) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の1の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	<u>203,000</u>
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	165,500
3	まあじ	大中型まき網漁業	80,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	407,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	418,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	20,400
		大中型まき網漁業	6,300
		いか釣り漁業	25,300
		小型するめいか釣り漁業	34,500
7	ずわいがに	<u>沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業</u>	3,913

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。)をいう。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の3の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

(新設)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000

3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	<u>462,000</u>
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	<u>沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業</u>	<u>3,717</u>

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注3) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	3,200
		(2) オホーツク海の海域	52,900
		(3) 太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	(1) A海域	<u>2,641</u>
		(2) B海域	<u>43</u>
		(3) D海域	<u>875</u>

3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	<u>沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業</u>	

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	3,200
		(2) オホーツク海の海域	52,900
		(3) 太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) 採捕の動向等に応じて、操業区域別別に定める数量について追加が必要と認められる場合には、操業区域別の数量は、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(4) (略)

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量
東京都	21,000
静岡県	17,000
三重県	<u>48,000</u>
和歌山県	12,000
島根県	<u>26,000</u>
高知県	12,000
長崎県	32,000
宮崎県	<u>26,000</u>

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) ずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(4) (略)

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量
東京都	21,000
静岡県	17,000
三重県	<u>53,000</u>
和歌山県	12,000
島根県	<u>24,000</u>
高知県	12,000
長崎県	32,000
宮崎県	<u>21,000</u>

鹿児島県

25,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注1) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

(6)・(7) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数量
北海道	28,000
岩手県	4,000

宮城県、千葉県、三重県、和歌山県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

鹿児島県

27,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(新設)

(6)・(7) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。ただし、さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(新設)

(1) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	92,600

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注1) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	13,000
石川県	18,000
愛知県	25,000
三重県	76,000
島根県	29,000

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	92,600

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(2) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(新設)

(3) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	13,000
石川県	18,000
愛知県	25,000
三重県	76,000
島根県	29,000

長崎県	11,000
宮崎県	37,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県については、若干とする。

(注1) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

(5) まさば及びびごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量
東京都	12,000
静岡県	8,000
三重県	30,000
和歌山	6,000
島根県	22,000
長崎県	23,000
宮崎県	10,000
鹿児島県	14,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注1) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水

長崎県	11,000
宮崎県	37,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(新設)

(新設)

産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

<u>都道府県名</u>	<u>数 量</u>
<u>北海道</u>	<u>168</u>
<u>秋田県</u>	<u>15</u>
<u>山形県</u>	<u>84</u>
<u>新潟県</u>	<u>424</u>
<u>富山県</u>	<u>50</u>
<u>石川県</u>	<u>392</u>
<u>福井県</u>	<u>214</u>
<u>京都府</u>	<u>49</u>

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 採捕の動向等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第7～15 (略)

(4) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(新設)

第7～15 (略)

30 水管 第 666 号
平成 30 年 5 月 日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第300号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成29年12月28日公表。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について 新旧対照表

変更後	変更前																														
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: right;">(第4管理期間) 平成29年12月28日公表 <u>平成30年〇月〇日一部改正</u></p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>※管理期間について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">管理期間</th> <th style="width: 40%;">沿岸漁業 (知事管理漁業)</th> <th style="width: 45%;">沖合漁業 (大臣管理漁業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1管理期間</td> <td>平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで</td> <td>平成27(2015)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2管理期間</td> <td>平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで</td> <td>平成28(2016)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3管理期間</td> <td>平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで</td> <td>平成29(2017)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4管理期間</td> <td>平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年<u>3月31</u>日まで</td> <td>平成30(2018)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 沿岸漁業の管理の適正化・円滑化の観点から、沿岸漁業の第4管理期間は平成30年7月1日から平成31年3月31日までの9か月間とすることとし、第5管理期間からは沿岸漁業の管理期間の切り替わり時期を3月から4月に移行する。</u></p> <p>第2 くろまぐろの動向に関する事項</p> <p>平成30(2018)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源量は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2011)年以降は<u>ゆっくりと回復していることが確認された。</u></p> <p>加入量については、上述のISC資源評価の結果によると、平成26(2014)年は<u>過去最低水準とされたが、平成27(2015)年は低加入水準とされ、さらに平成28(2016)年は不確実性が高いものの歴史的平均値を上回る水準と推定された。また、我が国が実施している加入量モニタリングの速報(平成29(2017)年10月及び12月)によると、平成29(2017)年の南西諸島海域生まれの加入量と日本海生まれの加入量は、共に、これまでの調査期間(それぞれ、平成23(2011)年以降、平成25(2013)年以降)の中では高水準である可能性が高い。</u>なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。</p>	管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)	第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで	第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで	第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで	第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年 <u>3月31</u> 日まで	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: right;">(第4管理期間) 平成29年12月28日公表</p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>※管理期間について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">管理期間</th> <th style="width: 40%;">沿岸漁業 (知事管理漁業)</th> <th style="width: 45%;">沖合漁業 (大臣管理漁業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1管理期間</td> <td>平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで</td> <td>平成27(2015)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2管理期間</td> <td>平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで</td> <td>平成28(2016)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3管理期間</td> <td>平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで</td> <td>平成29(2017)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4管理期間</td> <td>平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年<u>6月30</u>日まで</td> <td>平成30(2018)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2 くろまぐろの動向に関する事項</p> <p>平成28(2016)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源状況は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2010)年以降は<u>増加傾向にあるものの、平成26(2014)年の親魚資源量は依然として歴史的最低水準付近にある。</u></p> <p>加入量については、上述のISC資源評価の結果によると、平成26(2014)年は<u>極めて低水準であり、直近5年間の平均も、過去平均以下とされている。ただし、平成29(2017)年10月の加入量モニタリング速報によると、①平成28(2016)年の加入量は、過去36年間の平均をやや上回る水準であり、②平成29(2017)年の南西諸島海域生まれの加入量は、モニタリングを開始した2011年以降では比較的高い水準である可能性が高い。</u>なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。</p>	管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)	第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで	第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで	第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで	第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年 <u>6月30</u> 日まで	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで
管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)																													
第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで																													
第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで																													
第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで																													
第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年 <u>3月31</u> 日まで	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで																													
管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)																													
第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで																													
第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで																													
第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで																													
第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年 <u>6月30</u> 日まで	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで																													

新旧対照表

変更後	変更前																								
<p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚の漁獲可能量へ振替した数量(250トン)及び大臣管理漁業の第3管理期間の超過数量(23.3トン)を減じ、沿岸漁業については第2管理期間及び第3管理期間の超過分の減じ管理期間を9か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量(3,138.7トン)とする。なお、このうち配分を留保する数量を239.2トンとする。</p> <p>(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量に、小型魚の漁獲可能量から振替した数量(250トン)を加え、沿岸漁業については管理期間を9か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量(4,687.6トン)とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の1割程度を留保する。</p> <table border="1" data-bbox="261 913 1329 1102"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くろまぐろ</td> <td>第4管理期間</td> <td>7,826.3トン</td> </tr> <tr> <td>小型魚</td> <td>第4管理期間</td> <td>3,138.7トン</td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>第4管理期間</td> <td>4,687.6トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第3管理期間の超過量の差引き 第3管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第3管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は原則として当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚/大型魚別に差し引くものとする。</p> <p>(2) 小型魚から大型魚への振替 小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。</p> <p><u>(3) 第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せ</u> 第3管理期間で、都府県(第3管理期間の漁獲枠が0.1トンの都府県または平成30年4月時点で漁獲枠の残量が1トン未満の都府県は除く)の沿岸漁業において獲り控えを行い漁獲可能量より採捕数量が少ない場合は、第3管理期間終了後1か月以内に漁獲可能量と採捕数量の差分(以下「上乗せ対象量」という。)を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、都府県の第4管理期間の漁獲可能量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は漁獲可能量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。</p>	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	くろまぐろ	第4管理期間	7,826.3トン	小型魚	第4管理期間	3,138.7トン	大型魚	第4管理期間	4,687.6トン	<p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚に振替(250トン)をした漁獲量(3,757トン)とする。なお、小型魚の漁獲可能量のうち250トンを留保とする。</p> <p>(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量に、小型魚から振替(250トン)をした漁獲量(5,132トン)とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の1割程度を留保する。</p> <table border="1" data-bbox="1632 913 2700 1102"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くろまぐろ</td> <td>第4管理期間</td> <td>8,889トン</td> </tr> <tr> <td>小型魚</td> <td>第4管理期間</td> <td>3,757トン</td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>第4管理期間</td> <td>5,132トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第3管理期間の超過量の差引き 第3管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第3管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚/大型魚別に差し引くものとする。</p> <p>(2) 小型魚から大型魚への振替 小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について調整が整った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	くろまぐろ	第4管理期間	8,889トン	小型魚	第4管理期間	3,757トン	大型魚	第4管理期間	5,132トン
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																							
くろまぐろ	第4管理期間	7,826.3トン																							
小型魚	第4管理期間	3,138.7トン																							
大型魚	第4管理期間	4,687.6トン																							
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																							
くろまぐろ	第4管理期間	8,889トン																							
小型魚	第4管理期間	3,757トン																							
大型魚	第4管理期間	5,132トン																							

新旧対照表

変更後	変更前																														
<p>(4) 水産政策審議会への報告 (1) <u>から(3)までの規定</u>により漁獲可能量に変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。</p> <p>第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項 1 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>指定漁業等の種類(注)</th> <th>数量(トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小型魚</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td><u>38.9</u></td> </tr> <tr> <td>東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td><u>43.8</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型魚</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td>3,063.2</td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁獲可能量の改定による上表の改定 第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上<u>の漁業種類別割当量</u>の表を改定するものとする。</p> <p>3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の改定 第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更に応じて上表も改定するものとする。</p> <p>4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定 (略)</p> <p>5 配分量の移譲による上表の改定 (略)</p> <p>第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項 1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量(以下「都道府県の配分量」という。)は、次表に定めるとおりとする。</p>	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量(トン)	小型魚	大中型まき網漁業	1,500	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>38.9</u>	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	<u>43.8</u>	大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167	<p>(3) 水産政策審議会への報告 (1) <u>又は(2)</u>により漁獲可能量に変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。</p> <p>第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項 1 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>指定漁業等の種類(注)</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小型魚</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td>1,500 <u>トン</u></td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td><u>62</u> <u>トン</u></td> </tr> <tr> <td>東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td><u>44</u> <u>トン</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型魚</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td>3,063.2 <u>トン</u></td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td>167 <u>トン</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁獲可能量の改定による上表の改定 第3の1のただし書により漁獲可能量が改定された場合には必要に応じて上表を改定するものとする。</p> <p>3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の変更 第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更に応じて上表も変更されるものとする。</p> <p>4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の変更 (略)</p> <p>5 配分量の移譲による上表の変更 (略)</p> <p>第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項 1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量(以下「都道府県の配分量」という。)については、以下のとおり取り扱うものとする。</p>	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量	小型魚	大中型まき網漁業	1,500 <u>トン</u>	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>62</u> <u>トン</u>	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	<u>44</u> <u>トン</u>	大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2 <u>トン</u>	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167 <u>トン</u>
第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量(トン)																													
小型魚	大中型まき網漁業	1,500																													
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>38.9</u>																													
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	<u>43.8</u>																													
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2																													
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167																													
第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量																													
小型魚	大中型まき網漁業	1,500 <u>トン</u>																													
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	<u>62</u> <u>トン</u>																													
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	<u>44</u> <u>トン</u>																													
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2 <u>トン</u>																													
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167 <u>トン</u>																													

新旧対照表

変更後			変更前	
<u>(1) 小型魚</u>			<u>(新規)</u>	
都道府県名	数量(トン)	漁船漁業等の広域管理 数量(トン)		
北海道	8.3	山形県	0.162	
青森県	190.1	大阪府	0.1	
岩手県	21.1	佐賀県	0.8	
宮城県	21.6	大分県	0.5	
秋田県	15.1	沖縄県	0.1	
山形県	7.3			
福島県	7.9			
茨城県	16.6			
千葉県	38.0			
東京都	7.3			
神奈川県	24.8			
新潟県	26.3			
富山県	74.5			
石川県	45.6			
福井県	13.3			
静岡県	19.9			
愛知県	0.1			
三重県	17.5			
京都府	14.9			
大阪府	0.1			
兵庫県	1.8			
和歌山県	22.3			
鳥取県	1.6			
島根県	57.1			
岡山県	0.1			
広島県	0.1			
山口県	80.8			
徳島県	7.8			
香川県	0.1			
愛媛県	7.2			
高知県	35.6			
福岡県	4.0			
佐賀県	0.8			
長崎県	513.7			

新旧対照表

変更後			変更前	
熊本県	0.7			
大分県	0.5			
宮崎県	10.2			
鹿児島県	2.0			
沖縄県	0.1			
計	1,316.8		2.462	
<u>(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数</u>				
<u>(2) 大型魚</u>			<u>(新規)</u>	
都道府県名	数量(トン)	漁船漁業等の広域管理 数量(トン)		
北海道	157.0	山形県	0.1	
青森県	361.2	大阪府	1.0	
岩手県	8.8	佐賀県	1.0	
宮城県	4.8	大分県	1.0	
秋田県	19.2			
山形県	3.2			
福島県	1.0			
茨城県	1.0			
千葉県	9.4			
東京都	7.6			
神奈川県	1.0			
新潟県	8.2			
富山県	1.9			
石川県	6.1			
福井県	2.9			
静岡県	3.6			
愛知県	1.0			
三重県	2.0			
京都府	3.8			
大阪府	1.0			
兵庫県	1.0			
和歌山県	3.9			
鳥取県	1.0			
島根県	7.0			
岡山県	1.0			
広島県	1.0			
山口県	4.8			

新旧対照表

変更後			変更前	
<u>徳島県</u>	<u>1.0</u>			
<u>香川県</u>	<u>1.0</u>			
<u>愛媛県</u>	<u>1.0</u>			
<u>高知県</u>	<u>3.2</u>			
<u>福岡県</u>	<u>1.2</u>			
<u>佐賀県</u>	<u>1.0</u>			
<u>長崎県</u>	<u>93.9</u>			
<u>熊本県</u>	<u>1.0</u>			
<u>大分県</u>	<u>1.0</u>			
<u>宮崎県</u>	<u>1.0</u>			
<u>鹿児島県</u>	<u>1.4</u>			
<u>沖縄県</u>	<u>1.6</u>			
<u>計</u>	<u>732.7</u>			<u>3.1</u>
<p><u>(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数</u></p>				
<p><u>2 漁獲可能量の改定による上表の改定</u> <u>第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上の小型魚大型魚別の県別数量の表を改定するものとする。</u></p>			<u>(新規)</u>	
<p><u>3 超過量の差し引き、小型魚から大型魚への振替及び第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せによる上表の改定</u> <u>第3の2の(1)の超過量の差し引き、第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更及び第3の2の(3)の第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せに応じて上表も改定するものとする。なお、上乗せに関して都府県の第4管理期間の漁獲可能量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は漁獲可能量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内で調整し、決定するものとする。</u></p>			<u>(新規)</u>	
<p><u>4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定</u> <u>第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の配分量が消化されていない場合は、上表の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。</u></p>			<u>(新規)</u>	
<p><u>5 配分量の移譲による上表の改定</u> <u>上表の配分量と第4の大臣管理漁業の配分量の移譲について関係者間で協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の配分量は当該移譲を反映した量とする。</u></p>				

新旧対照表

変更後	変更前
<p><u>6</u> 都道府県の配分量の管理について 都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。</p> <p>(1) 都道府県別管理 都道府県は各々の配分量を超えないよう、当該都道府県で管理することを基本とする。ただし、当該配分量では資源管理法第4条第2項第3号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を割り当てて管理することができるものとする。 この場合、採捕の種類別は、漁船漁業と定置漁業に分けることが望ましい。</p> <p>(2) 漁船漁業等の広域管理 (1)の後段の漁船漁業の割当量が極めて少なく、くろまぐろの来遊状況に応じた管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で漁船漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。 この場合、都道府県の判断により、定置漁業も含めて広域管理を行うことも可能とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3)</u> 漁船漁業等の広域管理の割当量の変更 都道府県は漁船漁業等の広域管理で割り当てた数量を変更する場合は直ちに国に報告するものとする。報告があった場合、国は、当該変更を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、漁船漁業等の広域管理の都道府県の合計数量は当該変更を反映した量とする。</p> <p><u>(4)</u>・<u>(5)</u> (略)</p> <p>第6・7 (略)</p>	<p><u>2</u> 都道府県の配分量の管理について 都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。</p> <p>(1) 都道府県別管理 都道府県は各々の配分量を超えないよう、当該都道府県で管理することを基本とする。ただし、当該配分量では資源管理法第4条第2項第3号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を割り当てて管理することができるものとする。 この場合、採捕の種類別は、漁船漁業と定置漁業に分けることが望ましい。</p> <p>(2) 漁船漁業等の広域管理 (1)の後段の漁船漁業の割当量が極めて少なく、くろまぐろの来遊状況に応じた管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で漁船漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。 この場合、都道府県の判断により、定置漁業も含めて広域管理を行うことも可能とする。</p> <p><u>(3) 定置漁業の共同管理</u> <u>定置漁業は漁場に網を設置して魚の来遊を待ち受ける漁法であり、くろまぐろの来遊状況が年々で著しく異なり、回遊するくろまぐろがどの地域の網に入るか予測困難で管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で定置漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> 漁船漁業等の広域管理<u>又は定置漁業の共同管理</u>の割当量の変更 都道府県は漁船漁業等の広域管理<u>又は定置漁業の共同管理</u>で割り当てた数量を変更する場合は直ちに国に報告するものとする。報告があった場合、国は、当該変更を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、漁船漁業等の広域管理<u>又は定置漁業の共同管理</u>の都道府県の合計数量は当該変更を反映した量とする。</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> (略)</p> <p>第6・7 (略)</p>

平成29年漁獲可能量(TAC)の配分総括表(平成30年5月31日時点)

第1種 特定海洋生物資源	漁獲可能量 (トン)	大臣管理分			
		指定漁業の種類	数量(トン)	操業区域	数量(トン)
さんま	264,000	北太平洋さんま漁業	202,000		
		沖合底びき網漁業	165,500	日本海	3,400
オホーツク海	52,500				
太平洋	109,600				
まあじ	197,500	大中型まき網漁業	80,000		
まいわし	856,000	大中型まき網漁業	407,000		
まさば及びごまさば	745,000	大中型まき網漁業	418,000		
		沖合底びき網漁業	20,400		
するめいか	136,000	大中型まき網漁業	63,000		
		いか釣り漁業	253,000		
		小型するめいか釣り漁業	34,500		
ずわいがに	5,516	沖合底びき網漁業 及び ずわいがに漁業	3,913 トン	A海域(西部日本海)	2,752
				B海域(北部日本海)	33
				D海域(オホーツク海)	875
				E海域(北部太平洋)	253

留保枠:まいわし(199,000トン)

都道府県	さんま	すけとうだら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわいがに
北海道	28,000	96,000	若干	若干	若干	若干	168
青森県		若干	若干	若干	若干	若干	
岩手県	4,000	若干	若干	若干	若干	若干	
宮城県	若干	若干	若干	若干	若干	若干	
秋田県			若干				13
山形県						若干	81
福島県							
茨城県							若干
千葉県	若干		若干	13,000	若干	若干	
東京都					21,000		
神奈川県			若干	若干	若干		
新潟県			若干	若干	若干	若干	347
富山県			若干	若干	若干	若干	52
石川県			若干	19,000	若干	若干	359
福井県			若干		若干		298
静岡県	若干		若干	若干	17,000	若干	
愛知県			若干	若干	若干		
三重県	若干		5,000	63,000	53,000 ↓ 48,000 ↓	若干	
京都府			若干	若干	若干		56
大阪府			若干	若干			
兵庫県			若干	若干	若干		
和歌山県	若干		若干	若干	12,000	若干	
鳥取県			若干			若干	
島根県			37,000	66,000	24,000 ↓ 26,000 ↓	若干	若干
岡山県							
広島県							
山口県			4,000		若干		
徳島県			若干		若干		
香川県			若干				
愛媛県			5,000	若干	若干		
高知県			若干	若干	12,000	若干	
福岡県			若干	若干	若干	若干	
佐賀県			若干				
長崎県	若干		24,000	13,000	32,000	若干	
熊本県			若干	若干	若干		
大分県			若干	若干	若干		
宮崎県			若干	若干	21,000 ↓ 26,000 ↓		
鹿児島県			4,000	若干	27,000 ↓ 25,000 ↓		
沖縄県							

※ オレンジ色の部分は、今回（第88回）の資源管理分科会に諮問する案。

平成30年漁獲可能量(TAC)の配分総括表(平成30年5月31日時点)

第1種 特定海洋生物資源	漁獲可能量 (トン)	大臣管理分			
		指定漁業の種類	数量(トン)	操業区域	数量(トン)
さんま	264,000	北太平洋さんま漁業	203,000		
すけとうだら	252,300	沖合底びき網漁業	158,000	日本海	3,200
				オホーツク海	52,900
				太平洋	101,900
まあじ	217,200	大中型まき網漁業	73,000		
まいわし	800,000	大中型まき網漁業	302,000		
まさば及びごまさば	812,000	大中型まき網漁業	462,000		
するめいか	97,000	沖合底びき網漁業	14,200		
		大中型まき網漁業	4,400		
		いか釣り漁業	17,600		
		小型するめいか釣り漁業	24,000		
ずわいがに	5,426	沖合底びき網漁業 及び ずわいがに漁業	3,717	A海域(西部日本海)	2,641
				B海域(北部日本海)	43
				D海域(オホーツク海)	875
				E海域(北部太平洋)	158

留保枠:まあじ(43,400トン(うち太平洋系群相当量1,800トン))

まいわし(156,500トン(うち対馬暖流系群相当量15,500トン))

まさば及びごまさば(81,200トン(うちまさば対馬暖流系群・ごまさば東シナ海系群相当量20,900トン))

ずわいがに(A海域:252トン、B海域:43トン)

※ オレンジ色の部分は、今回(第88回)の資源管理分科会に諮問する案。

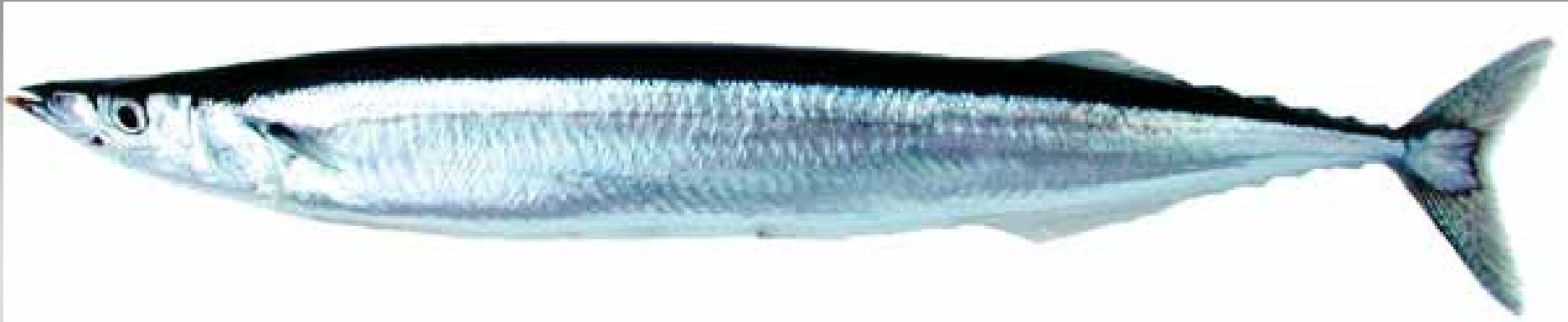
知事管理分

単位:トン

都道府県	さんま	すけとうだら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわいがに
北海道	28,000	92,600	若干	若干	若干	若干	168
青森県		若干	若干	若干	若干	若干	
岩手県	4,000	若干	若干	若干	若干	若干	
宮城県	若干	若干	若干	若干	若干	若干	
秋田県			若干				15
山形県						若干	84
福島県							
茨城県					若干		若干
千葉県	若干		若干	13,000	若干	若干	
東京都					12,000		
神奈川県			若干	若干	若干		
新潟県			若干	若干	若干	若干	424
富山県			若干	若干	若干	若干	50
石川県			若干	18,000 21,500 [▽]	若干	若干	392
福井県			若干		若干		214
静岡県			若干	若干	8,000	若干	
愛知県			若干	25,000	若干		
三重県	若干		若干	76,000	30,000	若干	
京都府			若干	若干	若干		49
大阪府			若干	若干			
兵庫県			若干		若干		
和歌山県	若干		若干	若干	6,000	若干	
鳥取県			若干			若干	
島根県			33,000	29,000	22,000	若干	若干
岡山県							
広島県							
山口県			4,000	若干	若干		
徳島県			若干	若干	若干		
香川県			若干		若干		
愛媛県			3,000	若干	若干		
高知県			若干	若干	若干	若干	
福岡県			若干	若干	若干	若干	
佐賀県			若干				
長崎県	若干		23,000	11,000	23,000	若干	
熊本県			若干	若干	若干		
大分県			若干	若干	若干		
宮崎県			若干	37,000	10,000		
鹿児島県			4,000	若干	14,000		
沖縄県							

※ オレンジ色の部分は、今回（第88回）の資源管理分科会に諮問する案。

※ 青色の部分は、留保枠の配分に伴う変更



サンマ 北太平洋
平成29年度資源評価結果

サンマ 北太平洋 平成29年度資源評価結果*

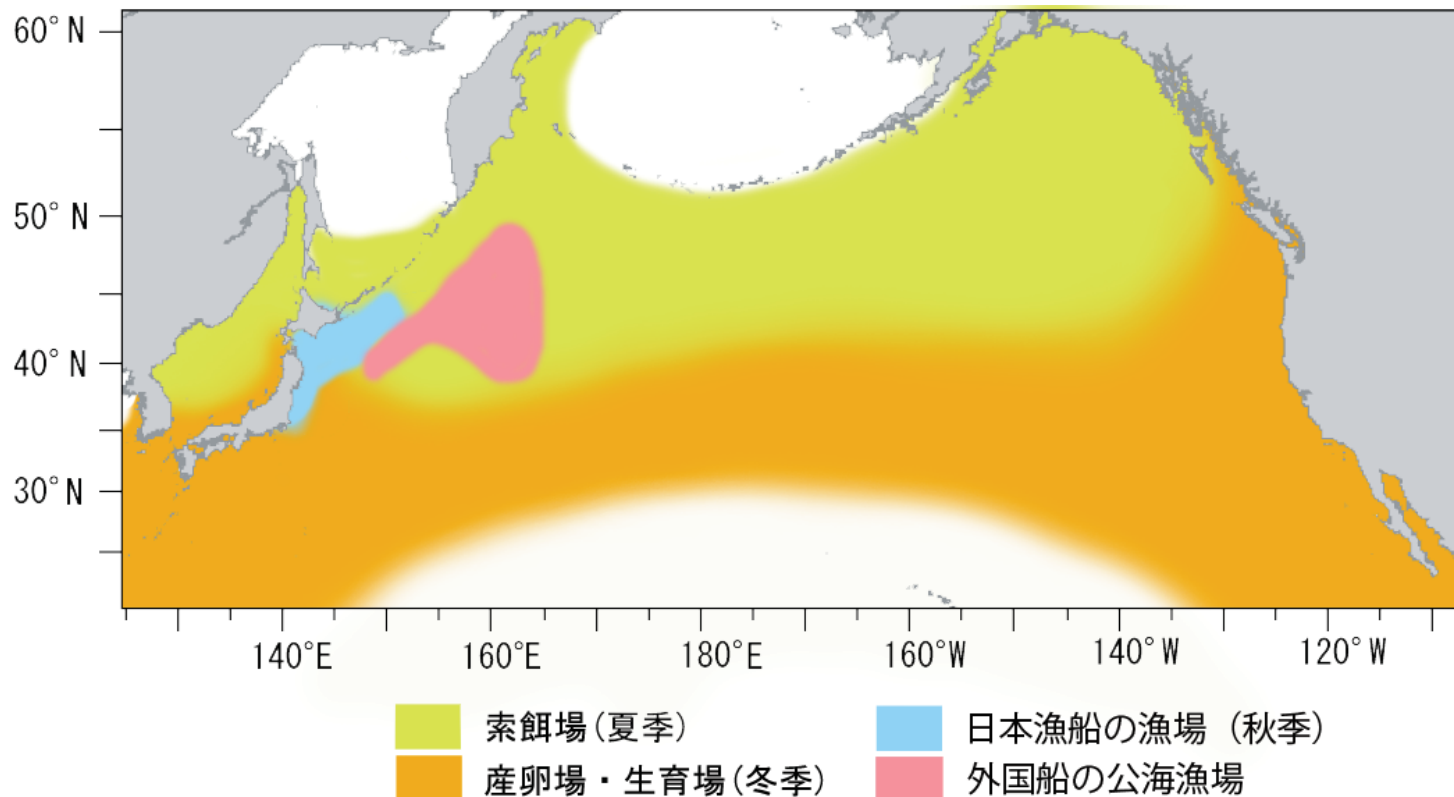
サンマ北太平洋の生活史と 漁場形成模式図

生物学的特性

- 寿命 : 2年(0歳と1歳魚)
- 成熟 : 一部は0歳魚で産卵
- 産卵 : 主に冬季
- 食性 : 動物プランクトン
- 捕食者 : 大型魚類・海鳥

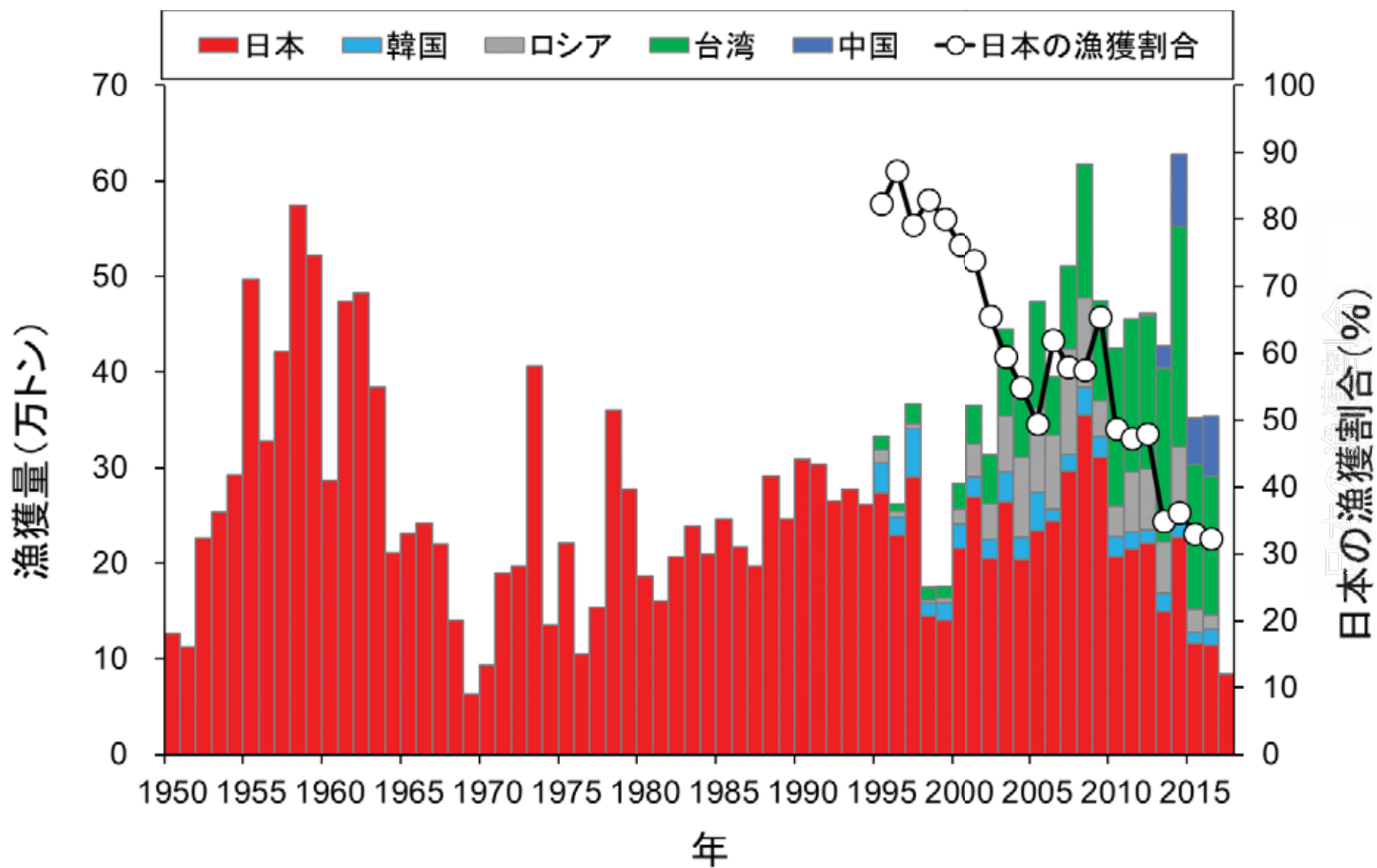
管理・関係機関

- 北太平洋漁業委員会(NPFC)



*平成29年度国際漁業資源の現況<http://kokushi.fra.go.jp/index-2.html>

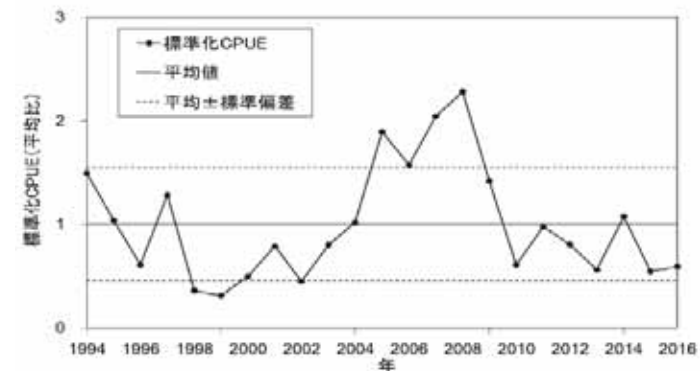
各国の漁獲量と日本の漁獲割合の推移



NPFCにおける資源評価

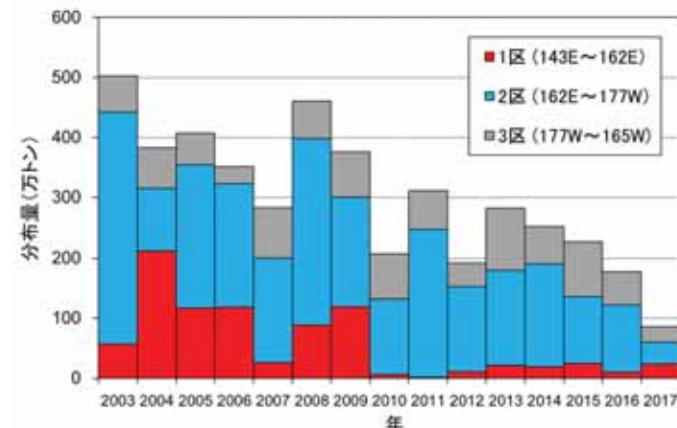
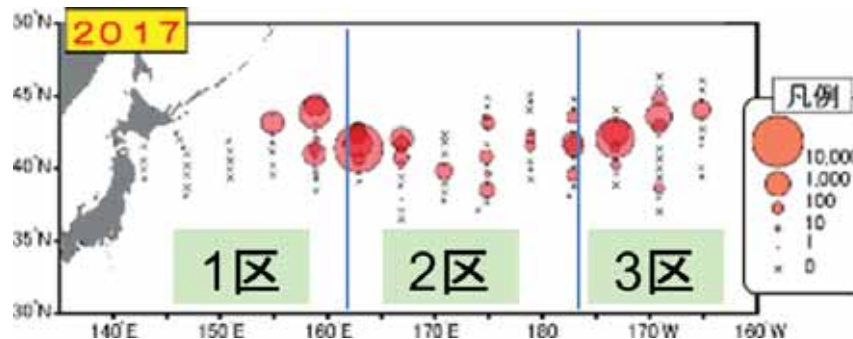
□ 使用データ

- 各国の標準化CPUE
資源量の相対的推移を把握



サンマの標準化CPUEの推移(1994~2016年)
日本のさんま棒受網漁船の漁獲資料を基に解析。

- 我が国による分布調査(2003年以降)
6~7月の調査船による表層トロールで実施
面積密度法で分布量を推定

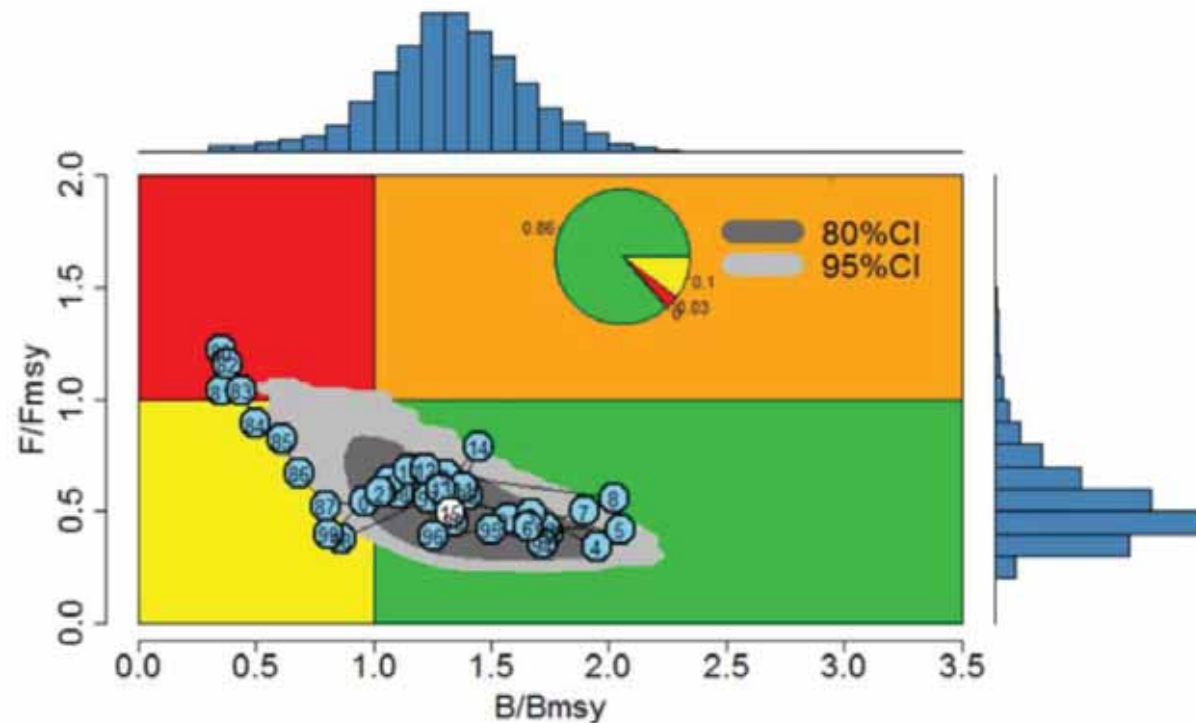


2017年 分布量:86万トン

□ 評価手法

- 余剰生産モデル

NPFCにおける資源評価結果(2017年科学委員会)



日本による評価結果

- ✓ 日・中・台で差異はあるものの、資源量はMSY水準を上回っていることに一致。(2015年までのデータを使用。)
- ✓ 現在は、2016年以降のデータを追加して更新作業中

平成29年度資源評価のポイント

- 資源水準

資源量指標値(標準化CPUE)の平均±標準偏差

- 資源動向

過去5年の分布量(調査船調査結果)の推移で判断

- 資源水準は中位、動向は減少

※平成27(2015)年度まで(NPFC対象種となるまで)の基準で判断



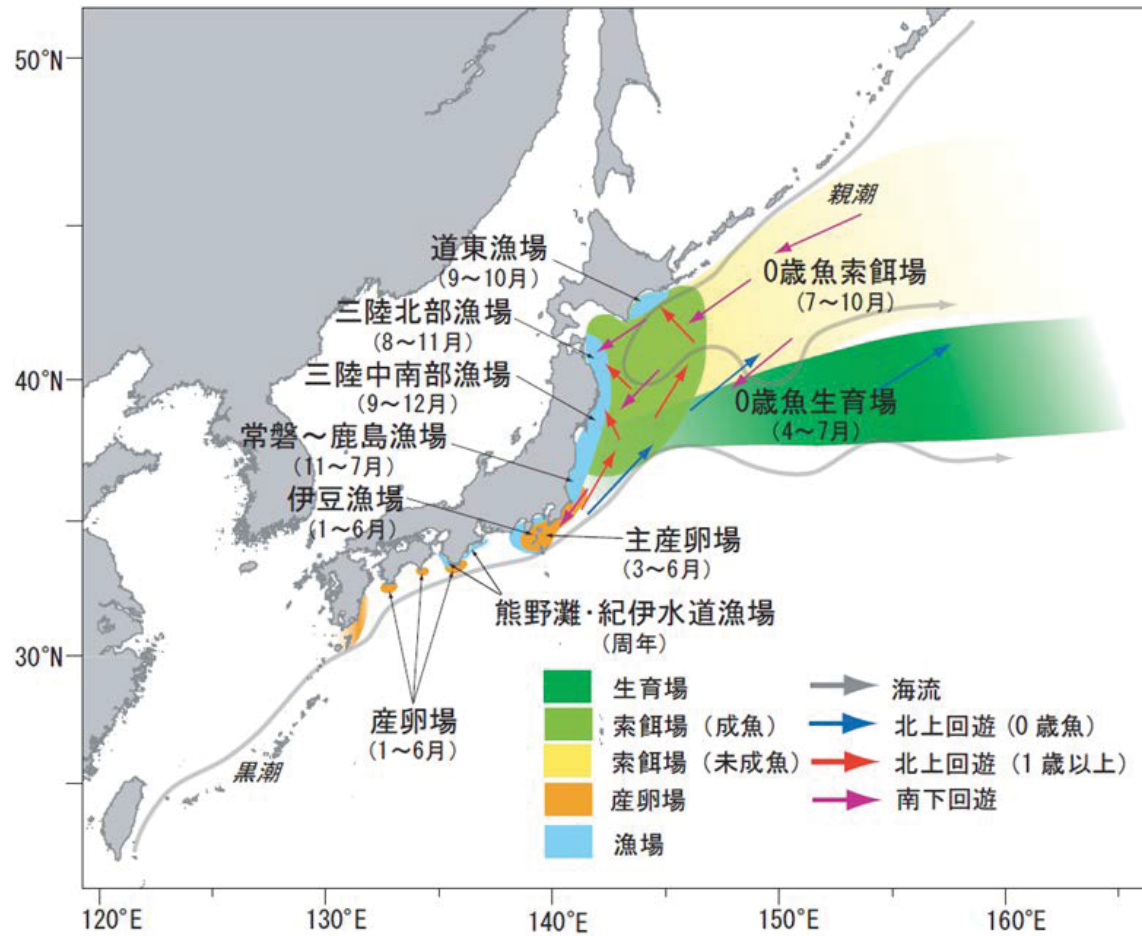
管理方策

管理目標	NPFC条約上、最大持続生産量を実現することができる水準に資源を維持することとされている。
資源の状態	日本の調査船調査結果(推定分布量)及び漁獲情報(標準化CPUE)では、共に2005年以降減少し、2010年以降は中位水準となっている。
管理措置	2017年7月に札幌で開催されたNPFC本委員会では、中国等の遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加禁止は合意されたものの(沿岸国の許可隻数は急増を抑制)、数量規制の合意には至らなかった。



マサバ太平洋系群 平成29年度資源評価結果

生物学的特性

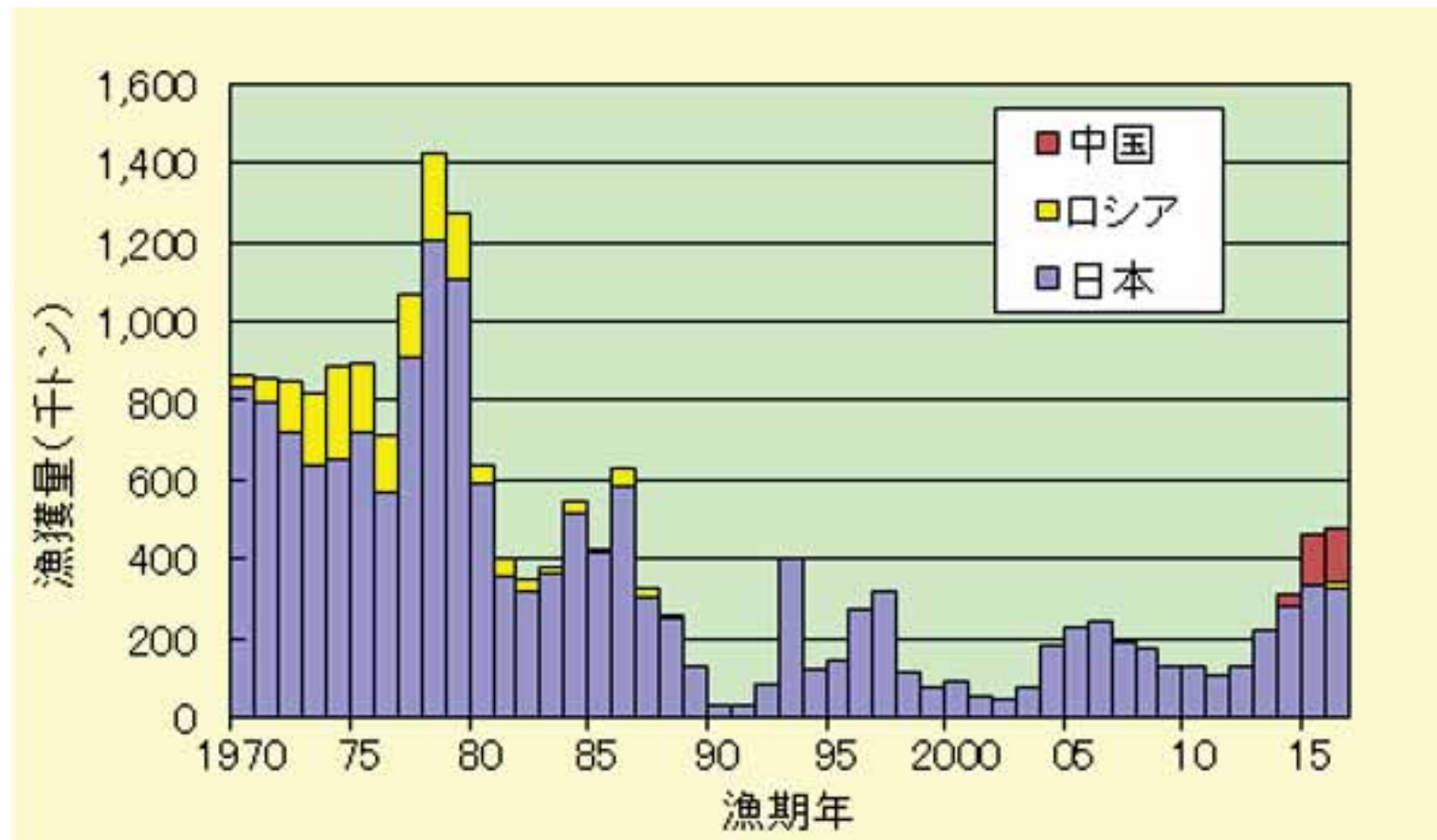


生物学的特性

- 寿命：7~8歳（最高11歳）
- 成熟開始年齢：2歳（50%）、3歳（100%）、年により異なる
- 産卵期・産卵場：1~6月、主に伊豆諸島周辺海域（3~6月）、他に足摺岬、室戸岬周辺や紀南などの太平洋南部沿岸域や東北海域
- 索餌期・索餌場：夏~秋季、主に三陸~北海道沖
- 食性：稚魚は動物プランクトン、幼魚以降はカタクチイワシなどの魚類やオキアミ類などの甲殻類、サルバ類など
- 捕食者：サメ類などの大型魚類、ミンククジラ

- ・太平洋を北上、南下
- ・太平洋で夏~冬に多く漁獲

漁獲の動向



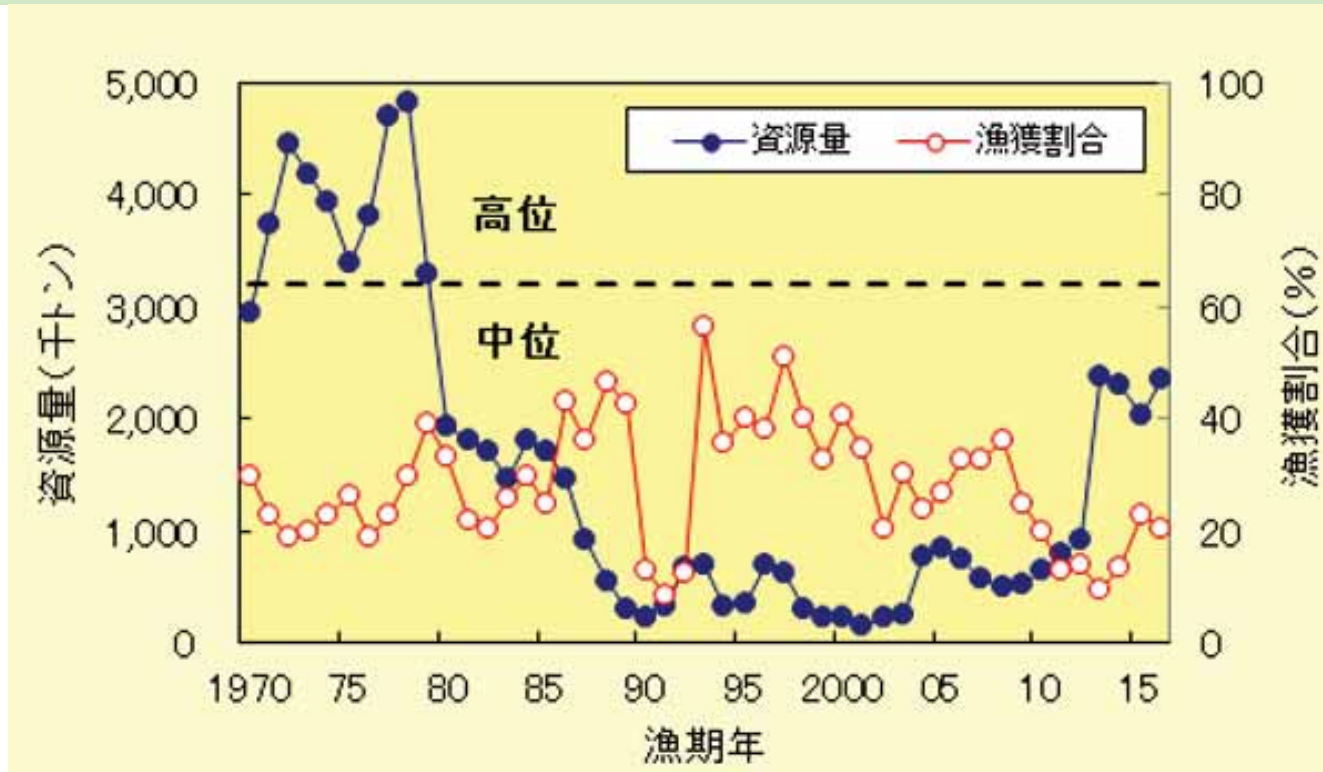
漁期年：7月～翌年6月

2016年の漁獲量

日本：33万トン 中国：14万トン ロシア：0.9万トン

計：47.9万トン

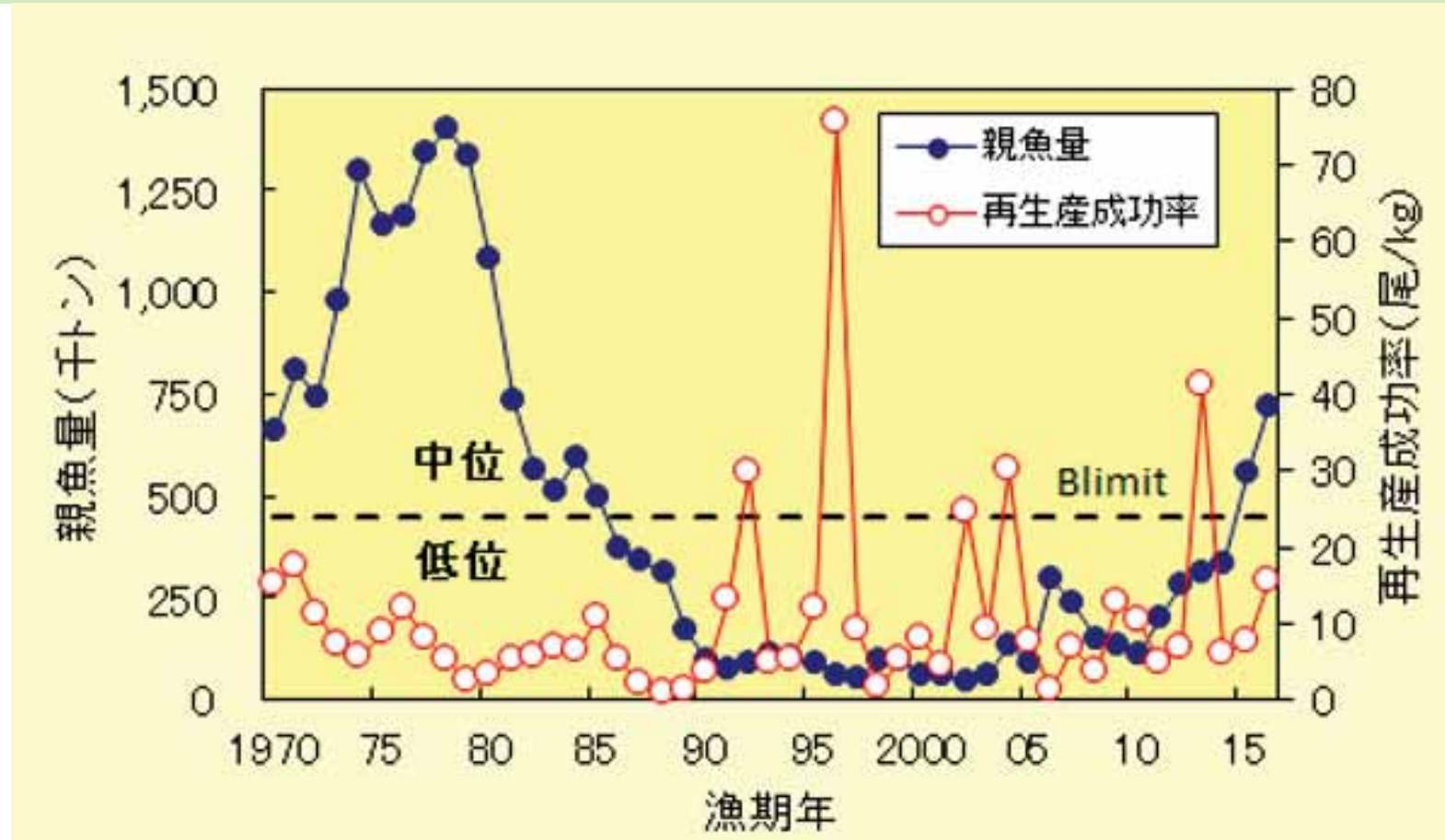
資源の動向①



※水準区分 低位／中位: Blimit(45万トン)
中位／高位: 資源量の最高～最低値の上位3分の1程度に相当する
資源量(320万トン)

- 資源量: 2016年は235万トン
- 資源水準: 「中位」
- 漁獲割合: 2015、2016年の漁獲割合は漁獲量の増加に伴い、2011～2014年と比較してやや高い値(20～23%)

資源の動向②



- 親魚量： 2016年は72万トン
- Blimit： この値以下では加入量の年変動が大きくなる水準（45 万トン）
- 2017年の親魚尾数は、Blimitを上回る。

資源評価のまとめ

- 資源量指標値を考慮したコホート解析により計算した
- 資源量は、比較的高い加入量と漁獲圧の低下によって、2000年代初めの最低水準を脱して増加し、2013年の極めて高い加入量によって、2013年は238万トンとなった
その後、資源量はやや減少傾向を示したが、2016年は235万トンと推定された
- 2016年の親魚量は71.6万トンでBlimitを上回っていることから、資源水準は中位、親魚量の推移から動向は増加と判断した。

2018年ABC表

資源量(2018)=2,335千トンを仮定、親魚量(2016)=716千トン、Blimit=450千トン

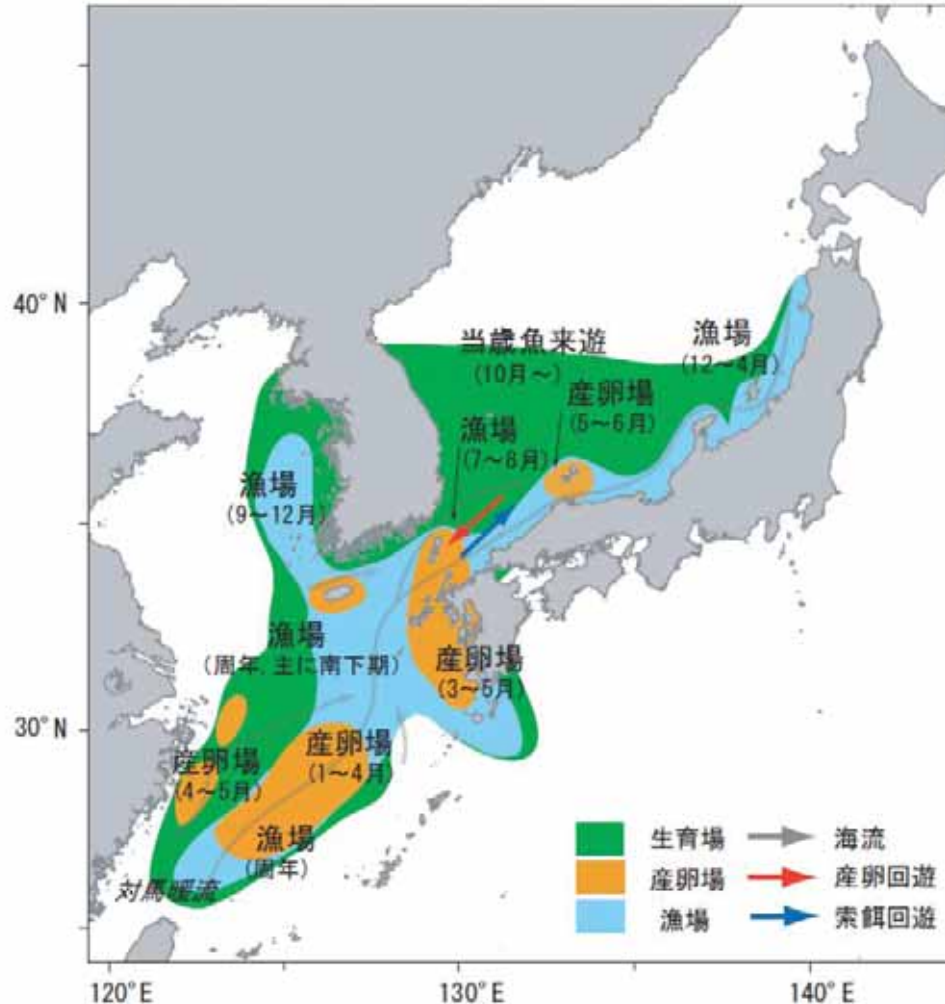
漁獲シナリオ (管理基準)	Target/Limit	2018年漁期 ABC (千トン)	漁獲割合 (%)	F値 (現状のF値 からの増減%)	2023年の 親魚量 (千トン) (80%区間)	確率評価(%)	
						2023年に 2016年 親魚量を維持	2023年に Blimitを維持
親魚量の 増大 (F30%SPR)	Target	386	17	0.28 (-40%)	1,222 (809~ 1,584)	96	100
	Limit	463	20	0.35 (-25%)	920 (611~ 1,295)	76	99
親魚量の 維持 (Fmed)	Target	417	18	0.31 (-35%)	1,094 (725~ 1,471)	91	100
	Limit	498	21	0.38 (-18%)	805 (542~ 1,122)	58	98
		2018年漁期算定漁獲量(千トン)					
現状の漁獲圧の維持 (Fcurrent)	Target	490	21	0.37 (-20%)	831 (542~ 1,145)	65	98
	Limit	581	25	0.47 (±0%)	579 (377~ 808)	21	74



マサバ対馬暖流系群 平成29年度資源評価結果

生物学的特性

マサバ対馬暖流系群の生活史と漁場形成模式図

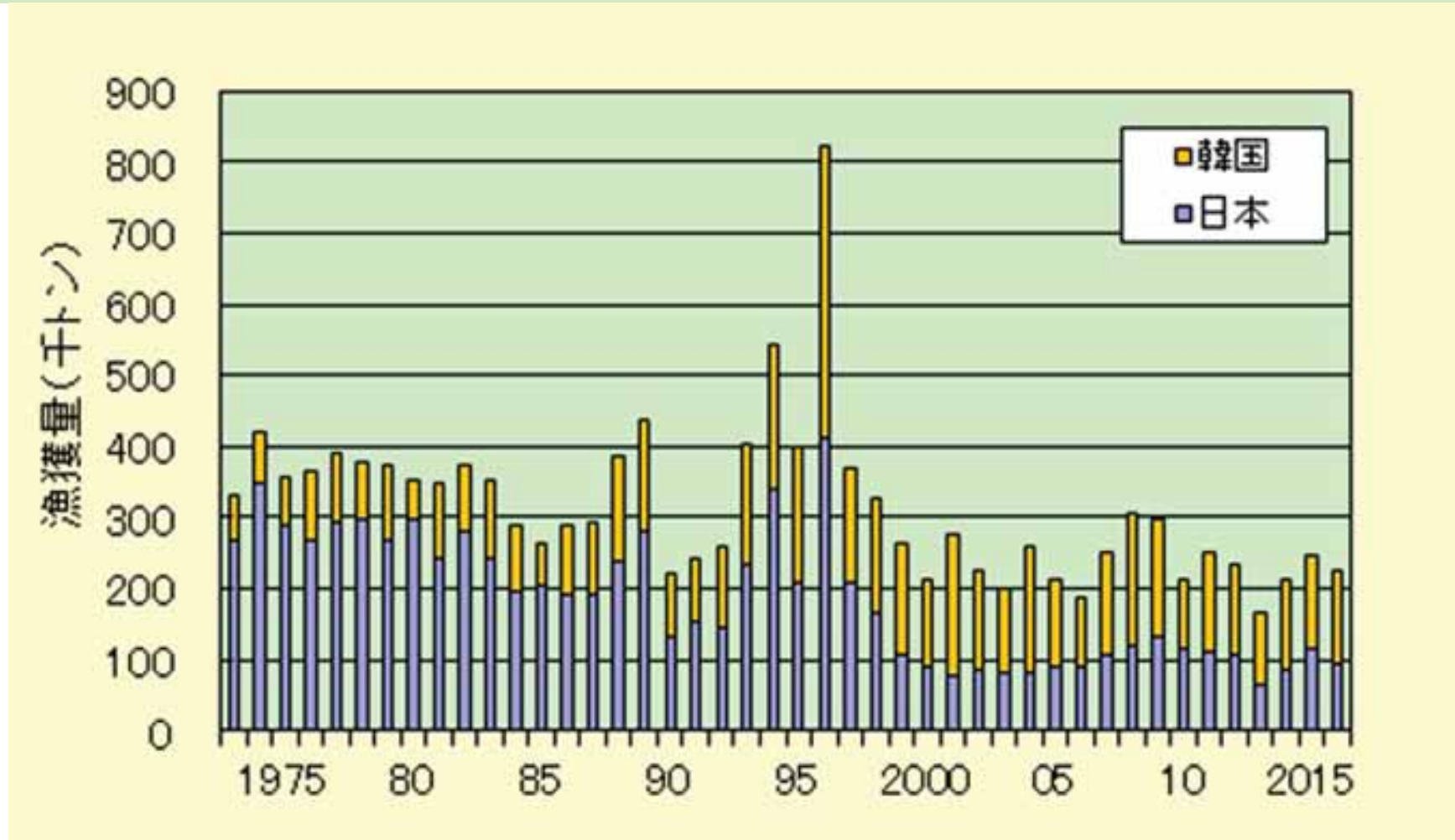


生物学的特性

- 寿命：6歳程度
- 成熟開始年齢：1歳 (60%)、2歳 (85%)、3歳 (100%)
- 産卵期・産卵場：1～6月、東シナ海南部の中国沿岸～東シナ海中部、朝鮮半島沿岸、九州・山陰沿岸
- 索餌期・索餌場：東シナ海～黄海・日本海、春～夏季に索餌のため北上回遊、秋～冬季に越冬・産卵のため南下回遊
- 食性：主に、オキアミ類、アミ類、橈脚類などの浮遊性甲殻類、カタクチイワシなど小型魚類
- 捕食者：稚幼魚は魚食性の魚類に捕食される

- ・東シナ海～日本海を北上、南下
- ・周年漁獲されるが、ゴマサバより北方域まで分布

漁獲の動向

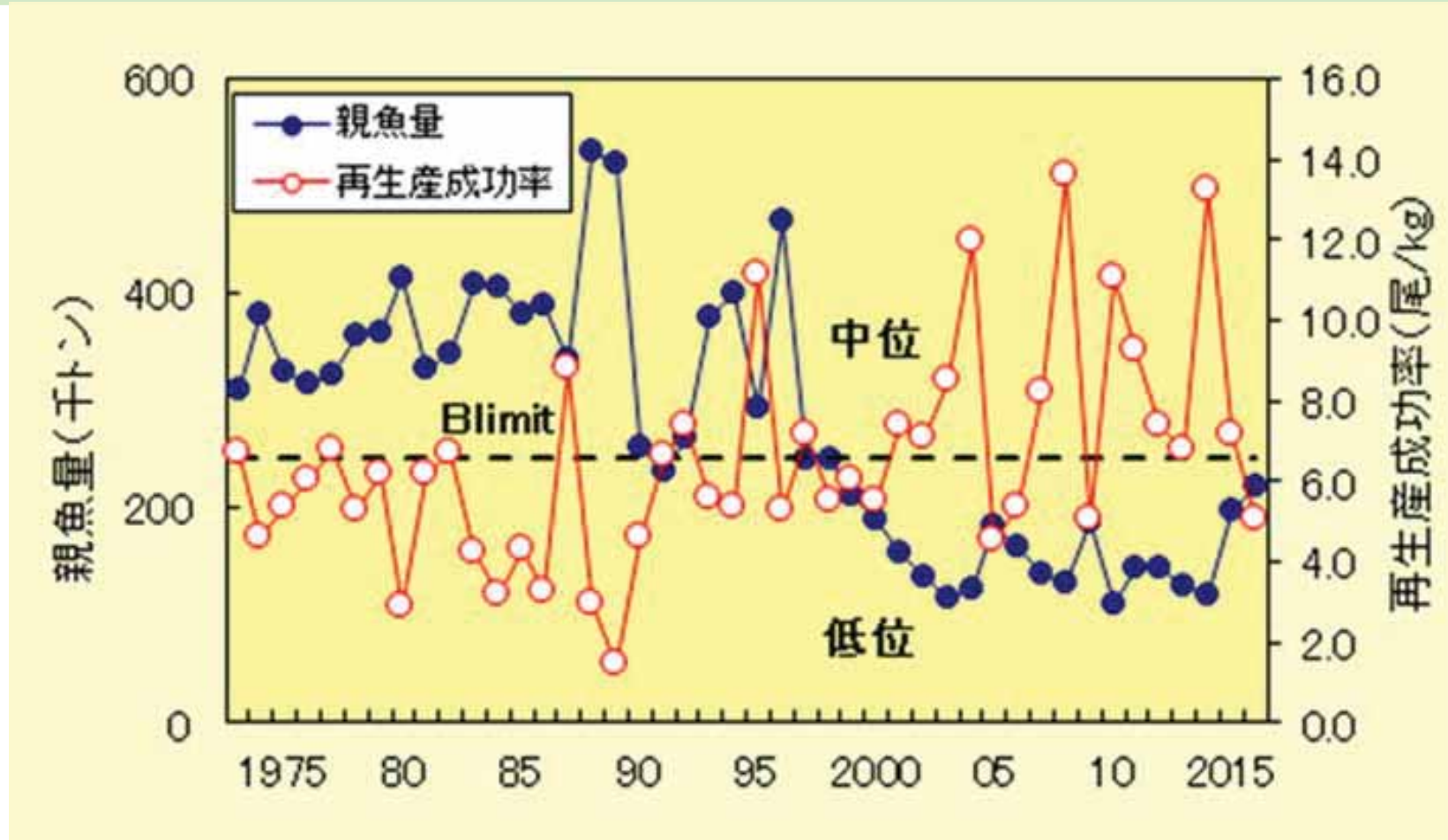


2016年の漁獲量

漁期年：7月～翌年6月

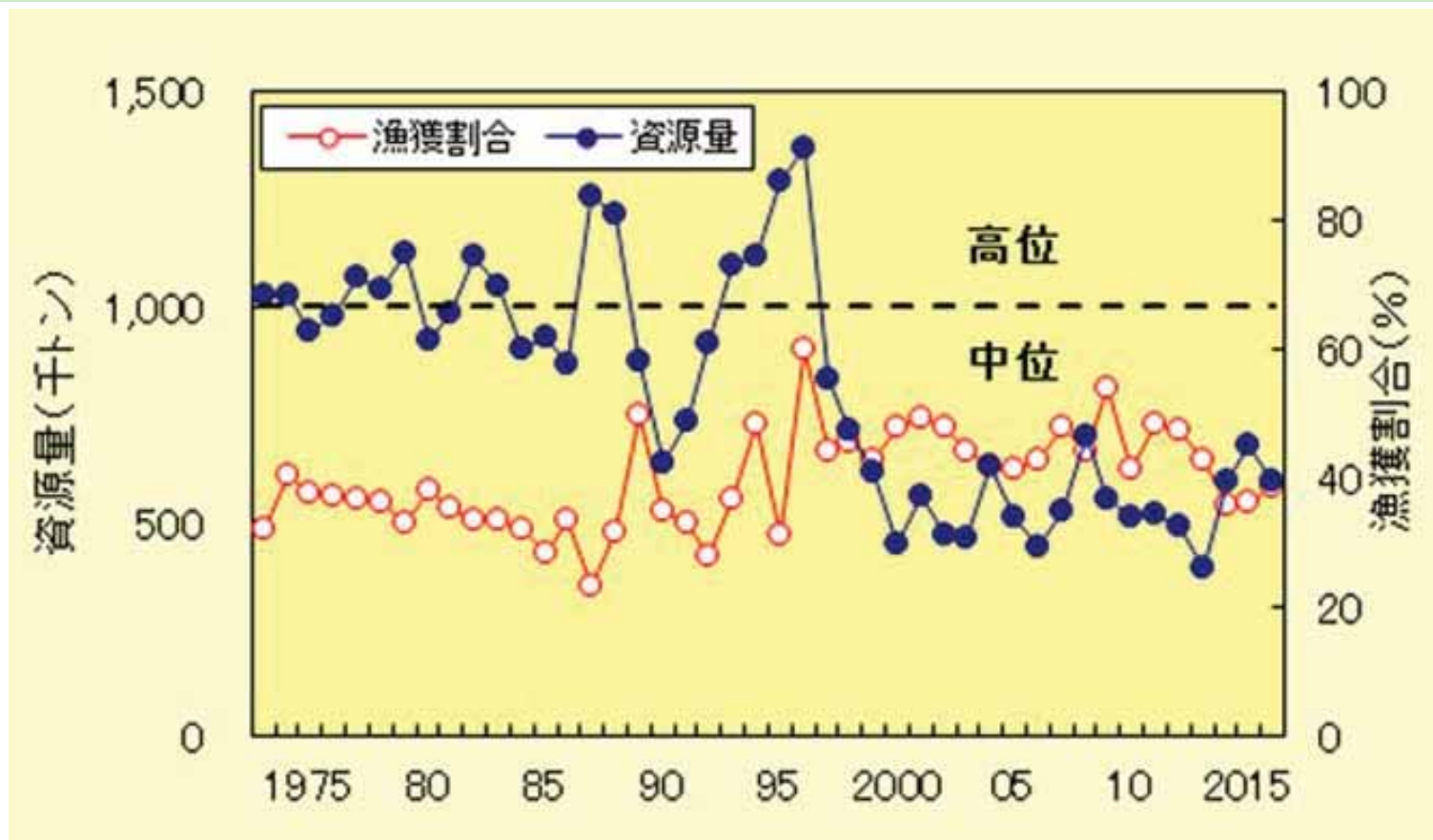
日本：9万5千トン 韓国：13万3千トン 計：22万8千トン

資源の動向①



- 親魚量： 2016年は22万トン
- Blimit： 1990年以降で低加入をもたらす可能性が低い親魚量の閾値（1997年の親魚量25万トン）
- 2016年の親魚量は、Blimitを下回る。

資源の動向②



※水準区分

低位／中位: Blimit (親魚量25万トン)

中位／高位: 過去44年間(1973年～2016年)の資源量の上位1/3(100万トン前後に相当)以上を高位

●資源量: 2016年は59万トン

資源評価のまとめ

- 資源量指標値を考慮したコホート解析によって計算した
- 2014年以降、高い加入量に支えられ、資源量は60万トン前後まで増加し、2016年の資源量は59万トンと推定された
- 2016年の親魚量は22万トンと推定され、Blimit（25万トン）をやや下回った
- 資源水準は親魚量の水準から低位、動向は資源量の推移から増加と判断した。

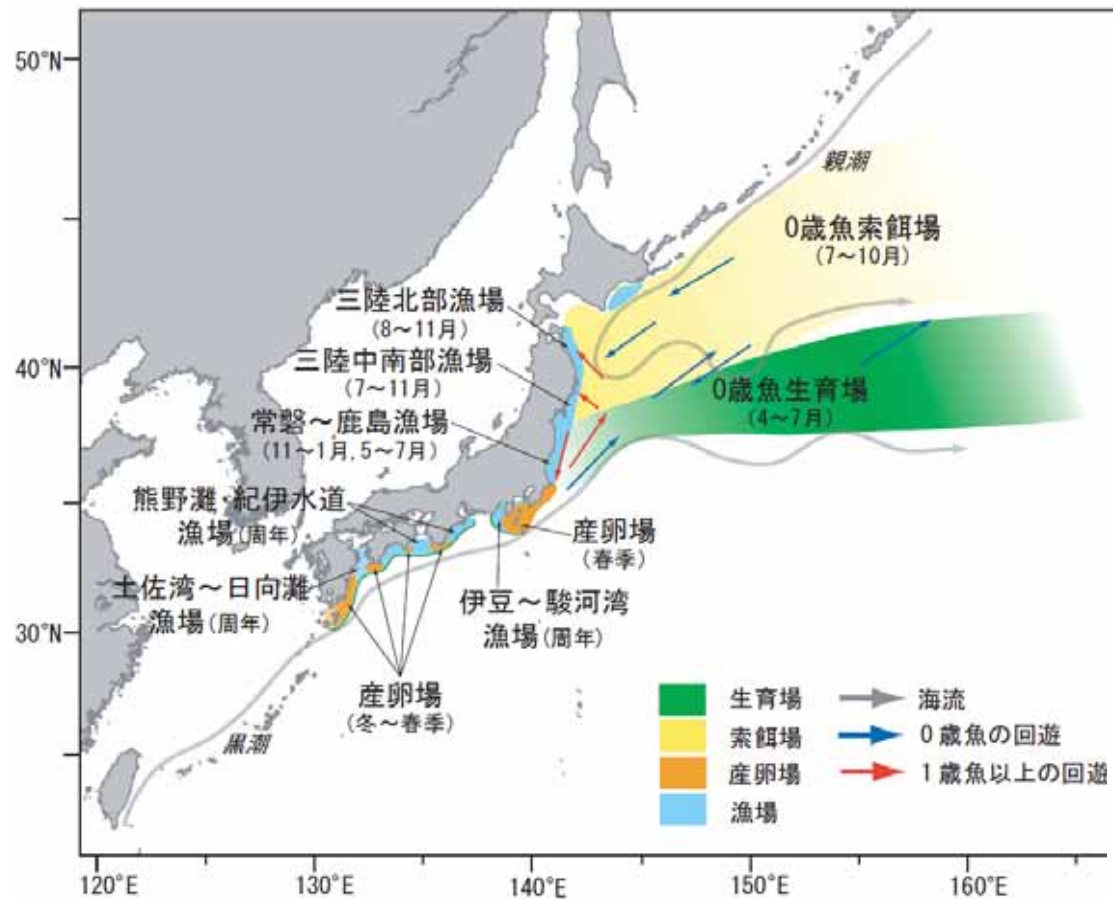
2018年ABC表

漁獲シナリオ (管理基準)	Target/ Limit	2018年漁期 ABC (千トン)	漁獲割 合 (%)	F値(現状の F値からの増 減%)	2023年の 親魚量 (千トン) (80%区間)	確率評価(%)	
						2023年に 2016年 親魚量を 維持	2023年に Blimitを 維持
親魚量の増大* (F30%SPR)	Target	194	22	0.36 (-51%)	769 (555-969)	100	100
	Limit	227	26	0.45 (-38%)	648 (451-819)	100	99
現状の漁獲圧 の維持* (Fcurrent)	Target	268	32	0.59 (-20%)	517 (308-673)	97	96
	Limit	304	37	0.73 (±0%)	409 (170-494)	79	72
親魚量の回復 (B/Blimit x Fmed)* (Frec)	Target	278	33	0.62 (-15%)	487 (248-621)	93	90
	Limit	313	38	0.78 (+6%)	369 (142-463)	70	61
		2018年漁期 算定漁獲量 (千トン)					
親魚量の維持 (Fmed)	Target	297	36	0.70 (-4%)	430 (188-538)	84	78
	Limit	332	41	0.88 (+20%)	253 (94-373)	44	35



ゴマサバ太平洋系群 平成29年度資源評価結果

生物学的特性

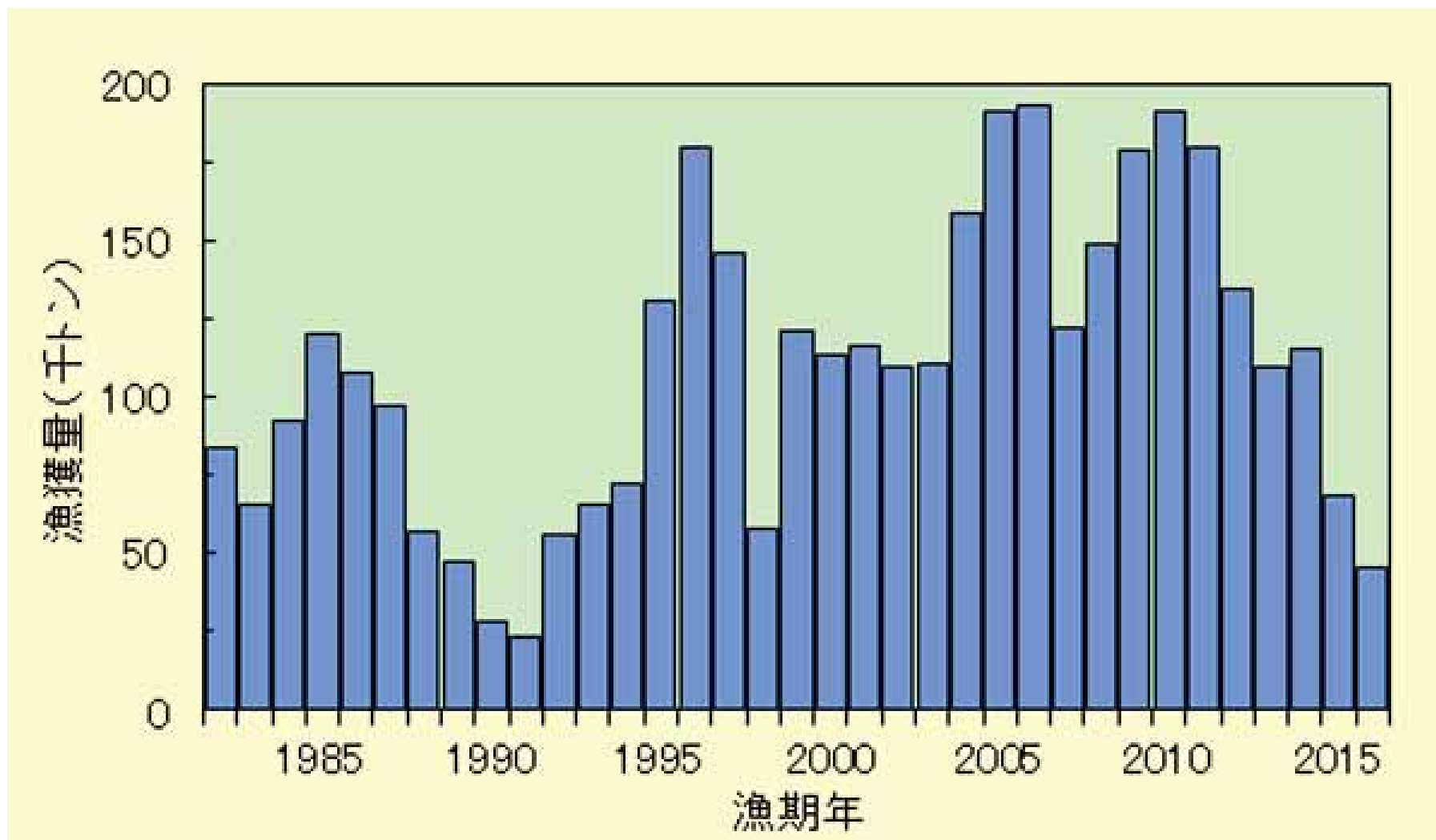


- ・太平洋を北上、南下
- ・一部は三陸～道東沖まで回遊し、7～11月に漁獲

生物学的特性

- 寿命：6歳程度
- 成熟開始年齢：2歳 (100%)
- 産卵期・産卵場：12～翌年6月、伊豆諸島周辺以西の黒潮周辺域
- 索餌期・索餌場：夏～秋季、常磐～房総半島以西沿岸、一部は三陸～道東沖まで回遊
- 食性：仔稚魚期には浮遊性甲殻類、イワシ類のシラスなど、幼魚期以降は浮遊性甲殻類、小型魚類、イカ類など
- 捕食者：幼魚期まではカツオなどの大型魚類等

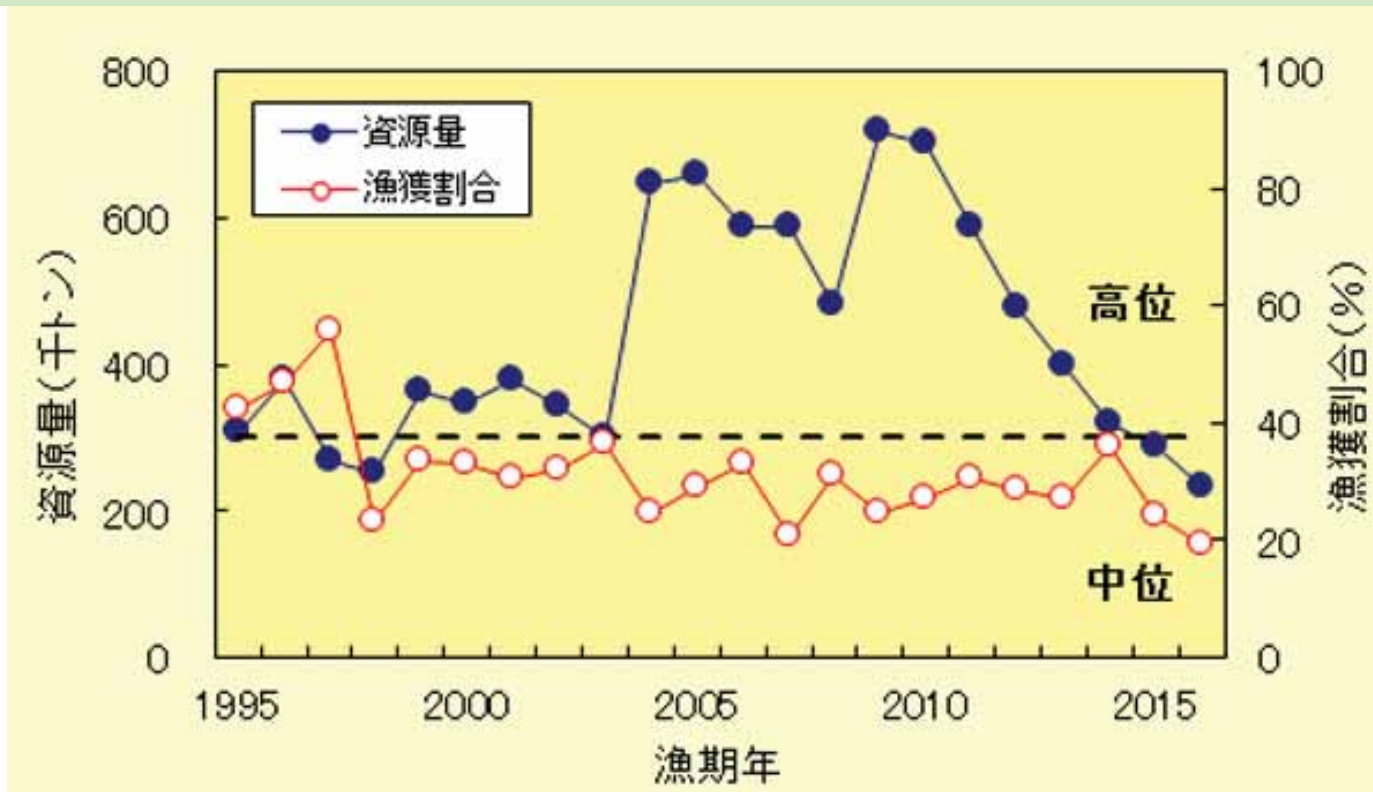
漁獲の動向



漁期年：7月～翌年6月

2016年の漁獲量：4万5千トン

資源の動向①



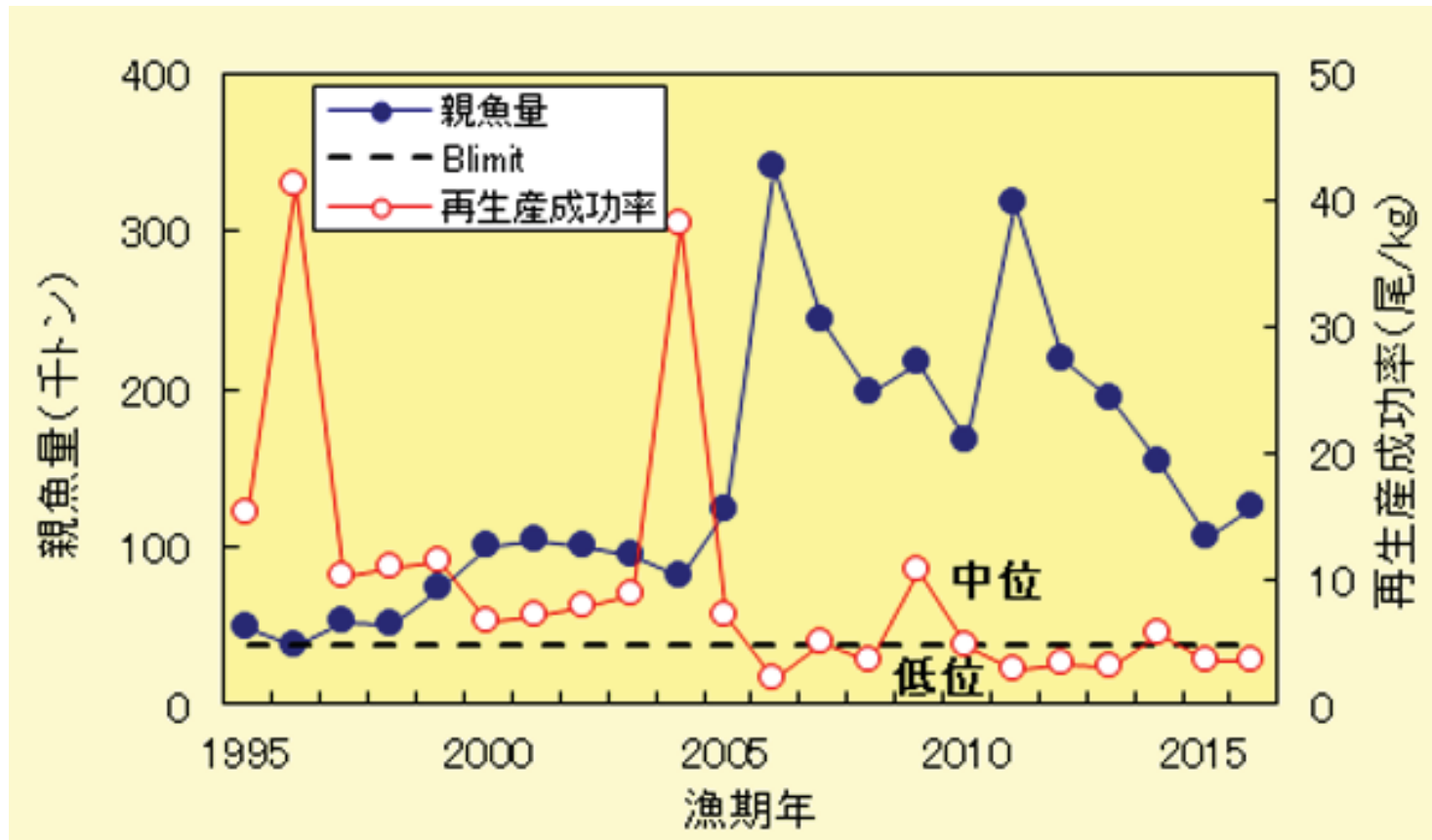
※水準区分

低位／中位: Blimit (親魚量 38 千トン)

中位／高位: 分布域が北区へ顕著に拡大して北区の漁獲が増加する資源量 (30万トン)

- 資源量: 2016年は23.4万トン
- 資源水準: 「中位」
- 漁獲割合: 2016年は19%、最も低い値

資源の動向②



- 親魚量： 2016年は12.5万トン
- Blimit： 1995 年以降で最低の親魚量水準である1996 年の親魚量 3.8 万トン
- 2016年の親魚量は、Blimitを大きく上回る。

資源評価のまとめ

- 2016年の親魚量は12.5万トンで、Blimitを上回っている
- 資源水準は中位、動向は減少
- 本系群は、1995年以降の親魚量と加入量の関係からみて、現状（2012～2016年平均）の漁獲圧のもとで資源量が将来的には現状よりも高い水準で推移すると見込まれ、資源の持続的な利用が可能な状態にあると考えられる。

2018年ABC表

資源量(2018)=323千トンを仮定、親魚量(2016)=125千トン、Blimit=38千トン

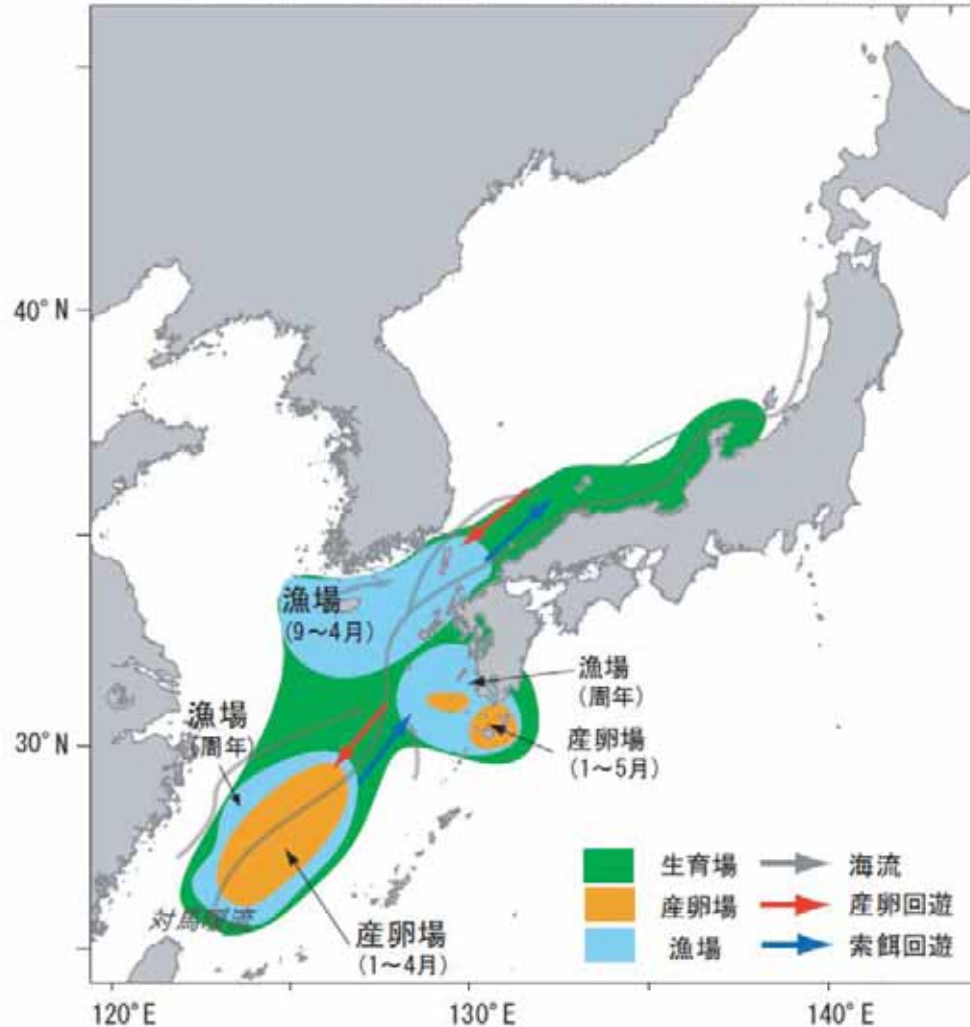
漁獲シナリオ (管理基準)	Target/Limit	2018年漁期 ABC (千トン)	漁獲割合 (%)	F値 (現状のF値 からの増減%)	2023年の 親魚量 (千トン) (80%区 間)	確率評価(%)	
						2023年に 2016年 親魚量を維 持	2023年に Blimitを維 持
親魚量の 増大 (F30%SPR)	Target	63	19	0.41 (-25%)	202 (87~343)	65	100
	Limit	75	23	0.51 (-7%)	169 (68~309)	48	100
現状の漁 獲圧の維 持 (Fcurrent)	Target	66	21	0.44 (-20%)	192 (79~318)	62	100
	Limit	79	25	0.55 (±0%)	159 (60~278)	41	100
親魚量を Blimit以上 で維持・漁 獲量の増 加 (F20%SPR)	Target	89	28	0.64 (+16%)	136 (51~219)	29	98
	Limit	105	32	0.80 (+45%)	102 (33~168)	17	85



ゴマサバ東シナ海系群 平成29年度資源評価結果

生物学的特性

ゴマサバ東シナ海系群の生活史と漁場形成模式図

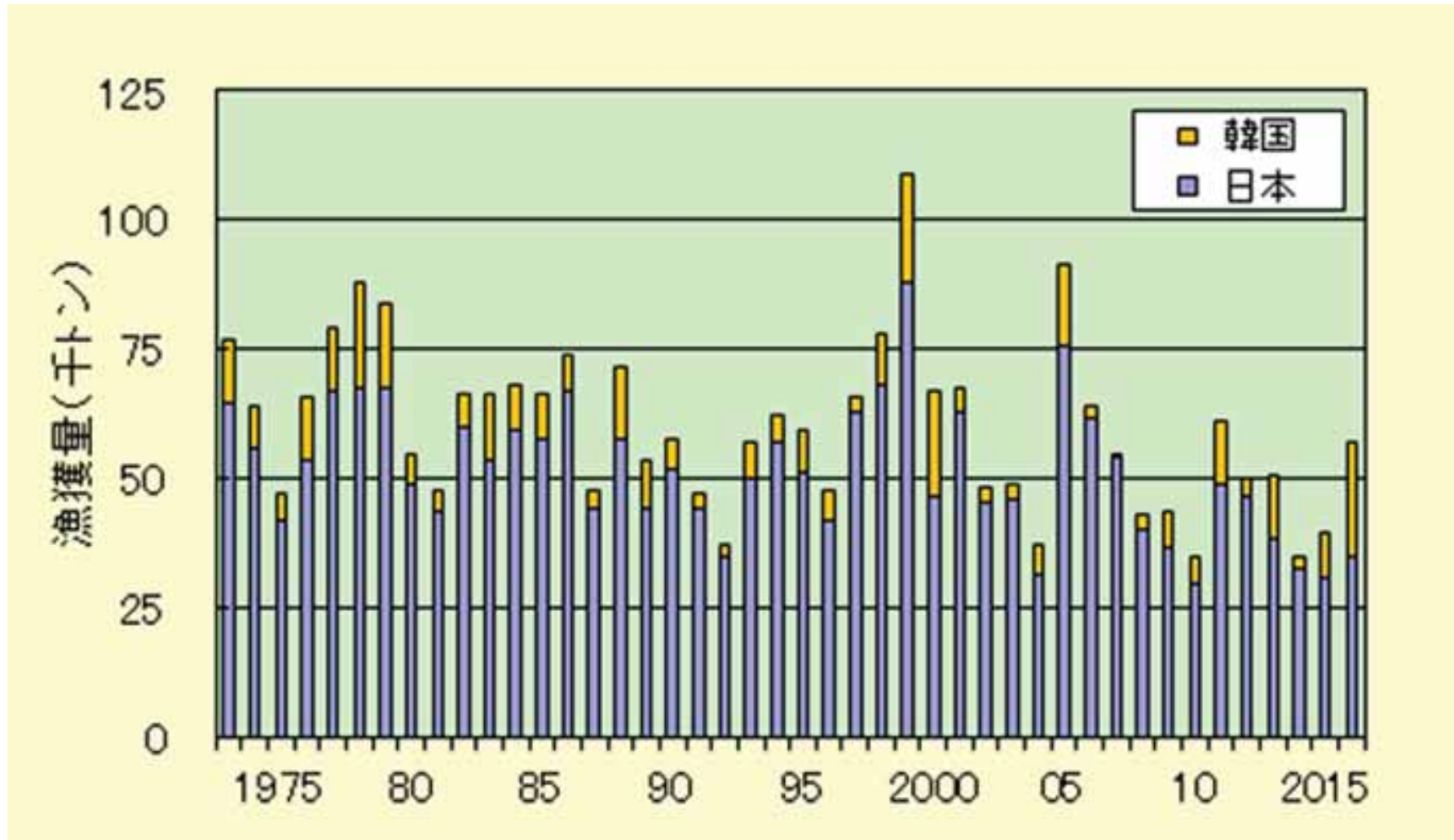


生物学的特性

- 寿命：6歳程度
- 成熟開始年齢：1歳 (60%)、2歳 (85%)、3歳 (100%)
- 産卵期・産卵場：東シナ海中部・南部～九州南部沿岸 (1～4月)、東シナ海中部～九州西岸 (5月)
- 索餌期・索餌場：東シナ海～日本海西部、春～夏季に索餌のため北上回遊、秋～冬季に越冬・産卵のため南下回遊、マサバよりやや南方域に分布
- 食性：幼魚はイワシ類の稚仔魚や浮遊性の甲殻類など、成魚は動物プランクトンや小型魚類を捕食
- 捕食者：稚幼魚は魚食性の魚類に捕食される

- ・東シナ海～日本海を北上、南下
- ・周年漁獲されるが、マサバよりやや南方域に分布

漁獲の動向



2016年の漁獲量

漁期年：7月～翌年6月

日本：3万5千トン

韓国：2万2千トン

計：5万7千トン

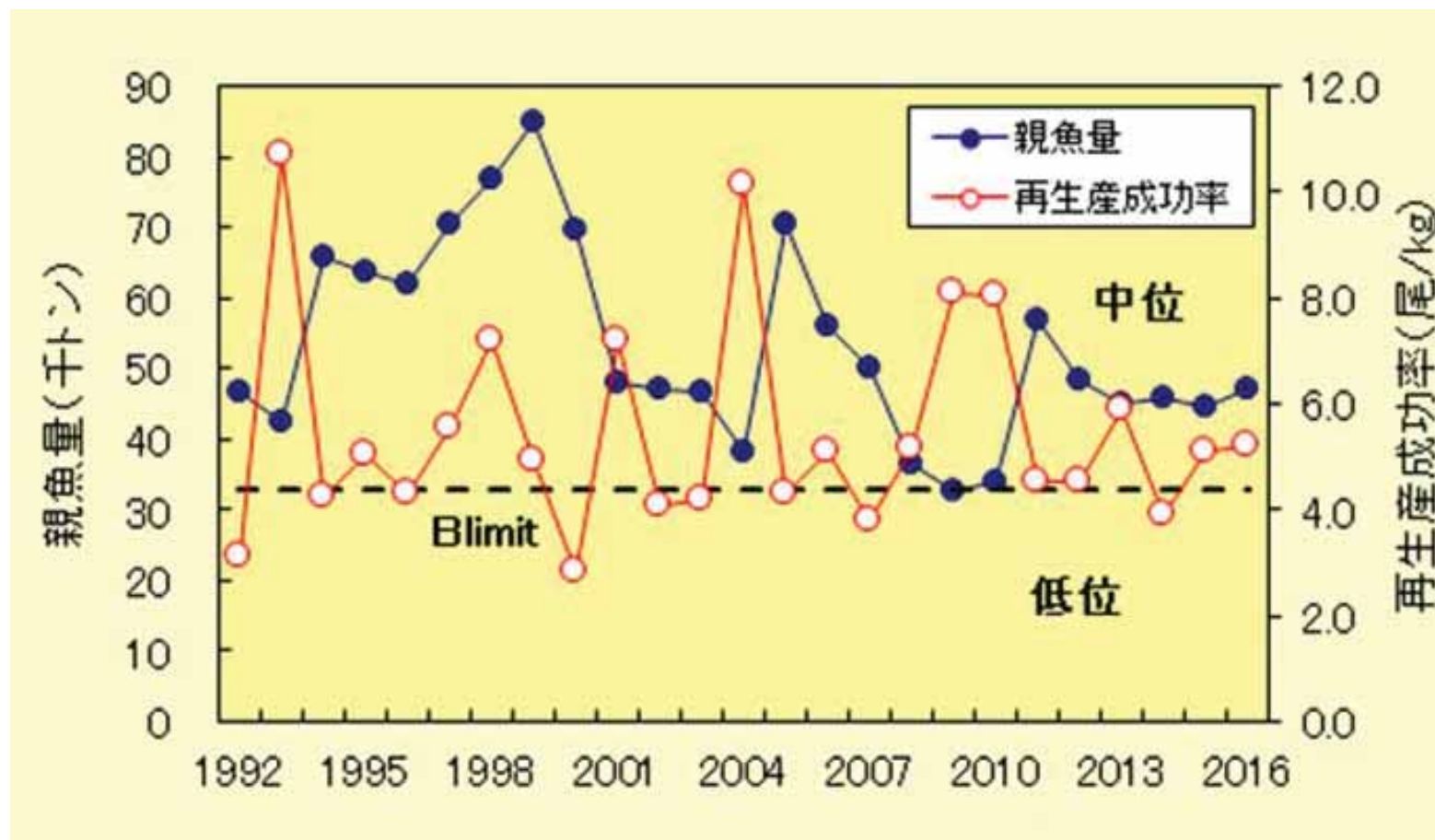
資源の動向①



※水準区分 低位／中位：1992～2016年の最低水準の親魚量(Blimit=3.3万トン)
中位／高位：過去25年間(1992～2016年)の資源量の上位1/3
(16万トン前後に相当)

- 資源量：2016年は13.1万トン。
- 資源水準：「中位」
- 漁獲割合：2016年は44%。1992年以降40%前後の値で推移

資源の動向②



- 親魚量： 2016年は4.7万トン
- Blimit： 1992～2016年の最低水準である2009年の親魚量（3.3万トン）
- 2016年の親魚量は、Blimitを上回る。

資源評価のまとめ

- 1992～2016年における資源量は比較的安定しており、100千～200千トン程度で推移していた。近年では、資源量は2005年に高い値を示した後、緩やかに減少と増加を繰り返し、2016年は131千トンと推定された
- 2016年における親魚量はBlimit（33千トン）を上回る47千トンと推定された
- 資源水準は中位、動向は資源量の推移から横ばいと判断した。

2018年ABC表

漁獲シナリオ (管理基準)	Target/ Limit	2018年漁期 ABC (千トン)	漁獲 割合 (%)	F値(現状の F値からの増 減%)	2023年の 親魚量 (千トン) (80%区間)	確率評価(%)	
						2023年に 2016年 親魚量を 維持	2023年に Blimitを 維持
親魚量の増大* (F30%SPR)	Target	27	23	0.37 (-47%)	157 (90-204)	100	100
	Limit	31	27	0.46 (-34%)	111 (57-160)	97	100
親魚量の維持* (Fmed)	Target	35	32	0.55 (-22%)	75 (41-116)	80	97
	Limit	41	38	0.69 (-2%)	42 (22-68)	30	64
		2018年漁期 算定漁獲量 (千トン)					
現状の漁獲圧 の維持 (Fcurrent)	Target	36	32	0.56 (-20%)	72 (38-115)	76	96
	Limit	41	38	0.70 (±0%)	39 (20-64)	24	55



ズワイガニ日本海系群A海域 平成29年度資源評価結果

生物学的特性

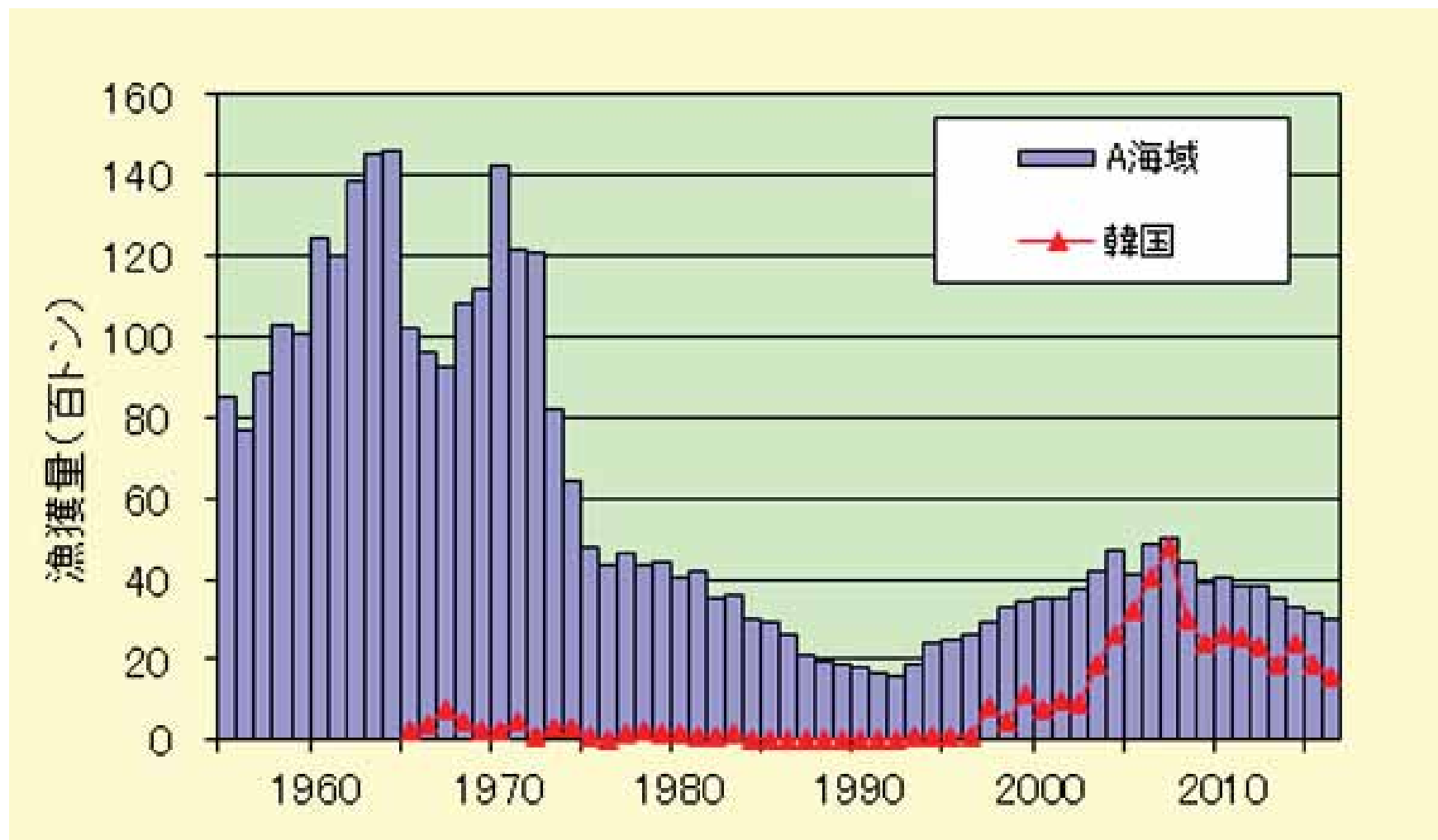


- ・A海域は富山県以西
- ・主に沖合底びき網によって漁獲

生物学的特性

- 寿命:10歳以上
- 成熟開始年齢:最終脱皮齢期で雄11齢(5%)、12齢(20%)、13齢(100%)、雌11齢(100%)
- 産卵期・産卵場:初産卵は夏～秋、経産卵は2～3月、初産では主分布域である水深200～500mのうち浅めの海域
- 食性:甲殻類、魚類、イカ類、多毛類、貝類、棘皮動物など
- 捕食者:小型個体はゲンゲ類、マダラなど

漁獲の動向

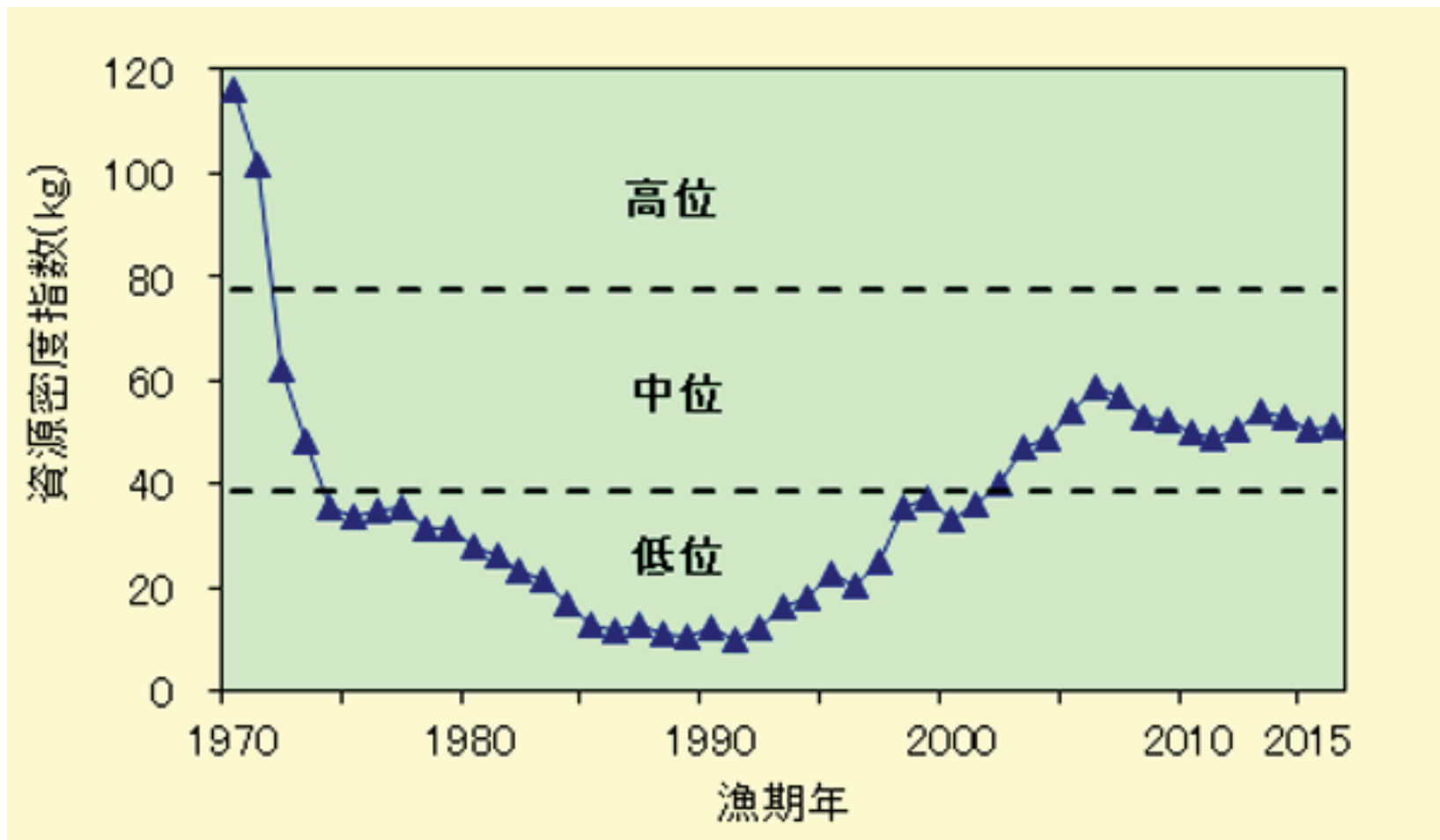


2016年の漁獲量

漁期年：7月～翌年6月

日本：2.24千トン 韓国：1.57千トン 計：3.02千トン

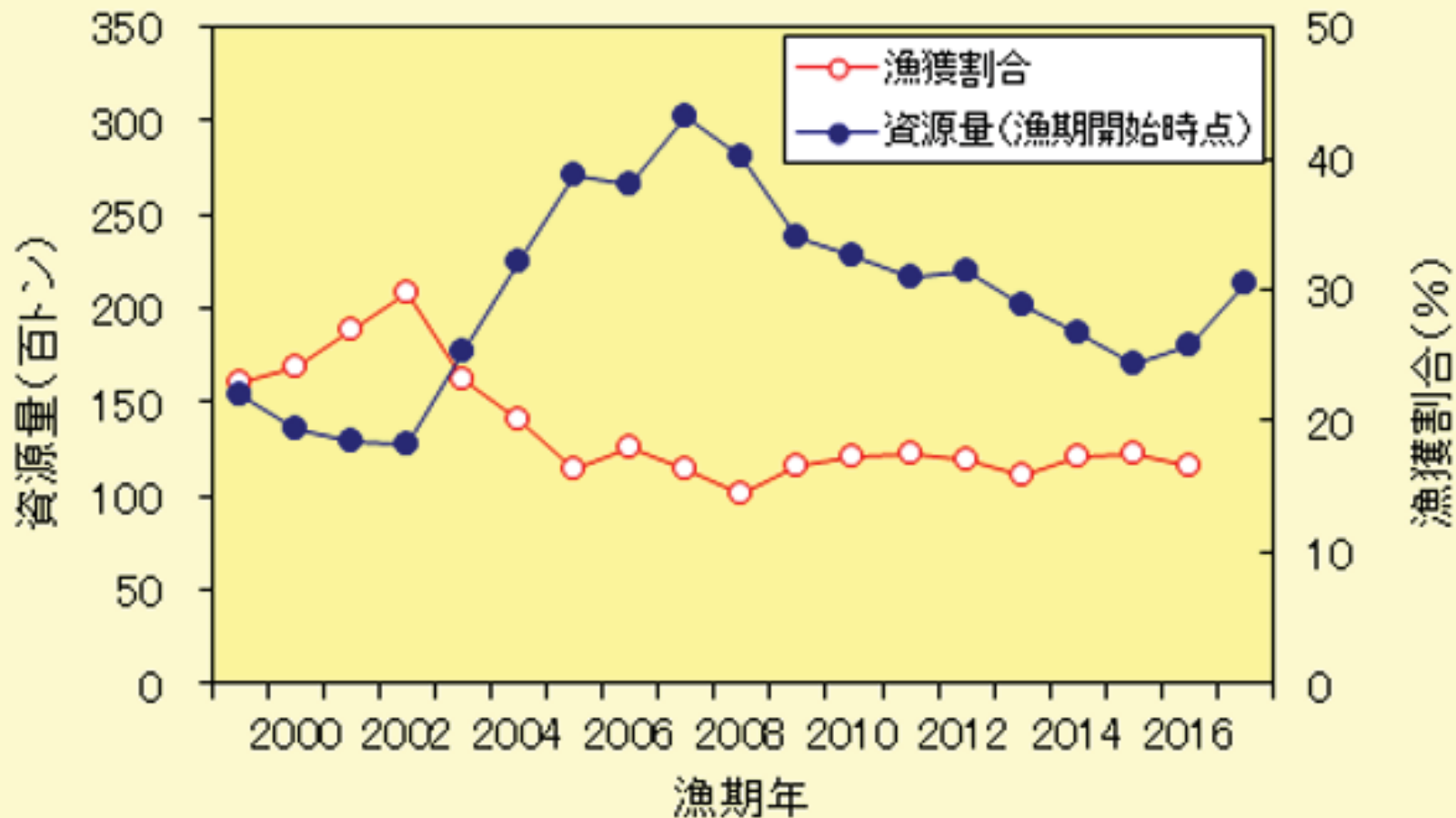
資源の動向①



※水準区分 低位／中位: 沖底の資源密度指数の最高値～0の下位3分の1未満
中位／高位: 沖底の資源密度指数の最高値～0の上位3分の1

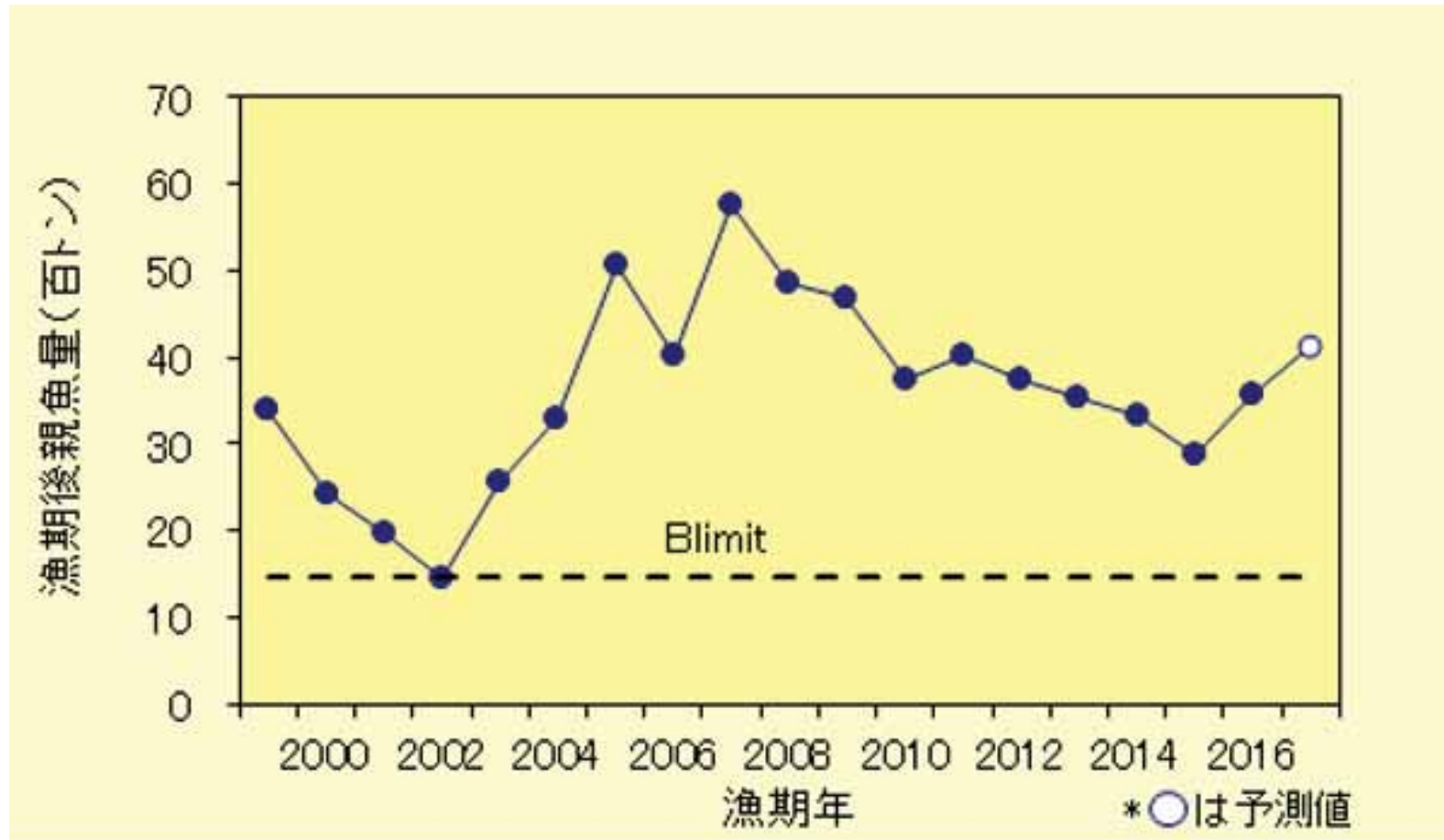
●資源水準: 「中位」

資源の動向②



- 資源量： 2017年は2.13万トン。
- 資源量の推移から、資源動向は横ばい
- 漁獲割合： 2005年頃まで、漁獲割合は低下傾向
資源が減少した2008年以降、カタガニでは上昇

資源の動向③



- 親魚量： 2017年は4.1千トン
- Blimit： 資源量が推定されている1999年以降で、資源が回復したことがある最も少ない親魚量(1.5千トン)
- 2017年の親魚量は4.1千トンでありBlimitを上回る。

資源評価のまとめ

- 沖合底びき網漁業の資源密度指数、1999～2017年の日本海ズワイガニ等底魚資源調査（トロール調査）およびトロール調査結果に基づくコホート解析により評価した
- 資源密度指数から、資源水準を中位と判断した
- トロール調査結果に基づくコホート解析により推定された直近5カ年の資源量の推移から、資源動向は横ばいと判断した
- 資源水準は中位、動向は横ばい

2018年ABC表

漁獲シナリオ (管理基準)	Target/ Limit	2018年 漁期 ABC (雄, 雌) (百トン)	漁獲 割合 (雄, 雌) (%)	F値 (ミズガニ, カタ ガニ, 雌) (現 状のF値から の増減%)	2022年漁 期の 親魚量 (百トン) (80%区間)	確率評価(%)		
						2022年漁 期に2017 年漁期親 魚量を維 持	2022年漁 期に近年 の平均親 魚量を維 持	2022年漁 期にBlimit を維持
現状の親魚量 の維持* (F _{sus1})	Target	14 (9, 6)	7 (5, 10)	0.07 (0.011, 0.218, 0.109) (-69%)	43 (26~60)	55	79	99
	Limit	17 (10, 7)	8 (6, 13)	0.08 (0.013, 0.272, 0.136) (-61%)	41 (25~58)	50	76	98
近年の 平均親魚量の 維持* (F _{sus2})	Target	30 (18, 12)	14 (11, 22)	0.15 (0.025, 0.507, 0.253) (-27%)	35 (21~50)	29	62	97
	Limit	36 (21, 15)	17 (13, 27)	0.18 (0.031, 0.634, 0.316) (-9%)	33 (19~46)	19	50	96
		2018年 漁期 算定 漁獲量						
現状の漁獲圧 の維持 (F _{current})	Target	33 (19, 13)	15 (12, 24)	0.16 (0.028, 0.559, 0.279) (-20%)	34 (20~48)	25	57	96
	Limit	39 (23, 16)	18 (14, 29)	0.20 (0.035, 0.699, 0.349) (±0%)	31 (18~44)	15	44	96



ズワイガニ日本海系群B海域 平成29年度資源評価結果

生物学的特性

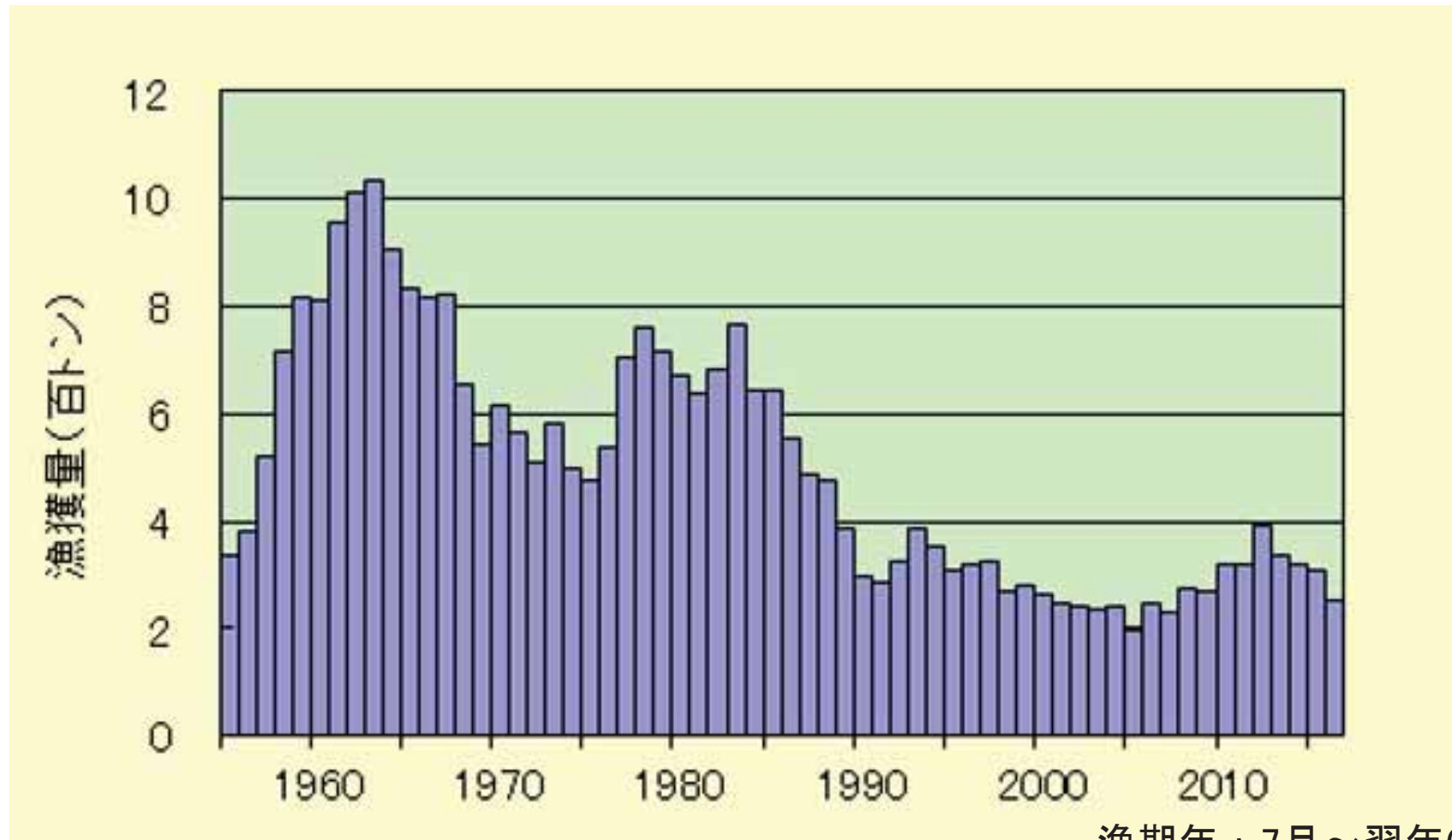


- ・B海域は新潟県以北
- ・主に小型底びき網と刺網により漁獲

生物学的特性

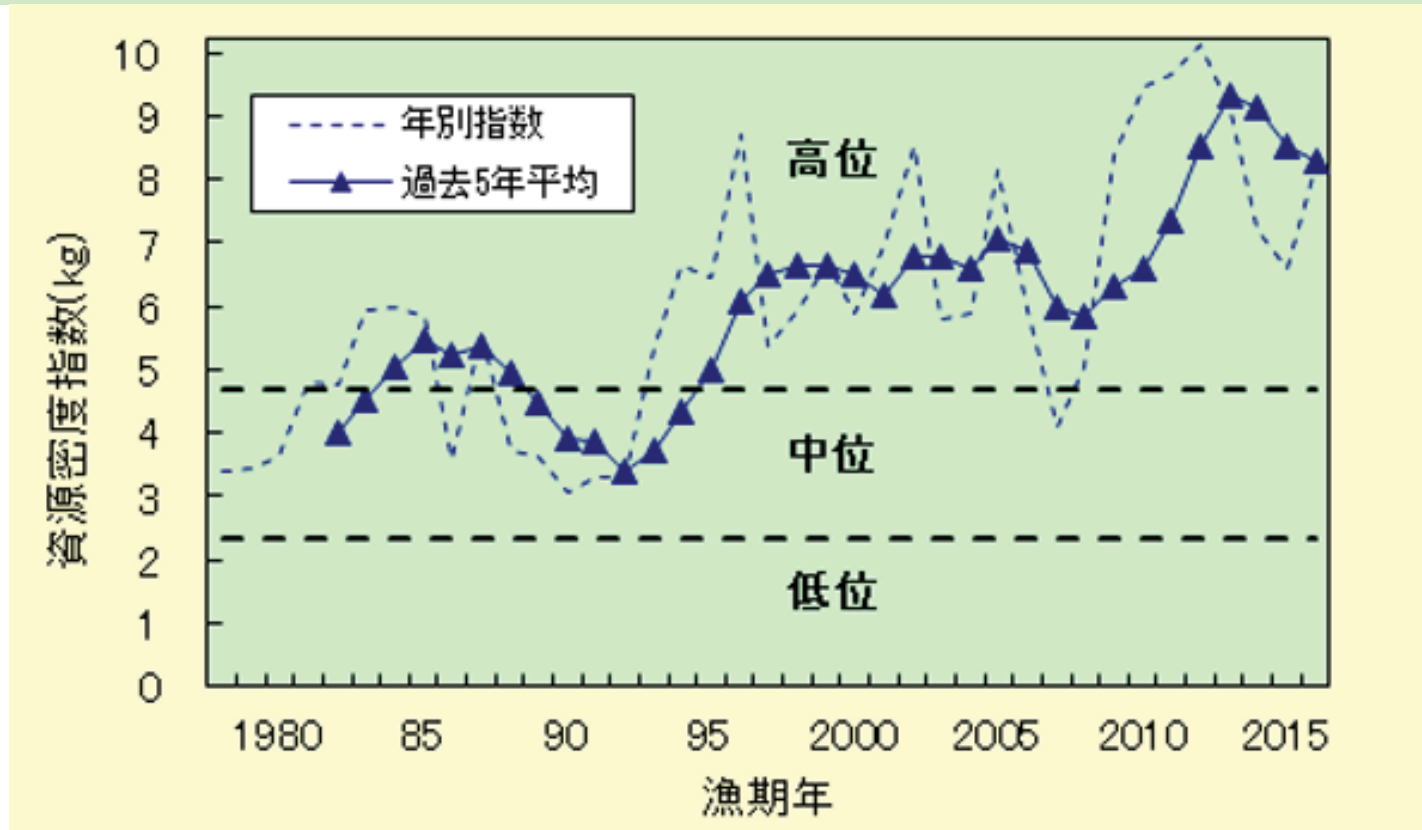
- 寿命:10歳以上
- 成熟開始年齢:最終脱皮齡期で雄11齡(5%)、12齡(20%)、13齡(100%)、雌11齡(100%)
- 産卵期・産卵場:初産卵は夏～秋、経産卵は2～3月、初産では主分布域である水深200～500mのうち比較的水深の浅い限られた海域
- 食性:甲殻類、魚類、イカ類、多毛類、貝類、棘皮動物など
- 捕食者:小型個体はゲンゲ類、マダラなど

漁獲の動向



漁獲の動向：漁獲量（暦年）には、1980年代までに2回ピーク。
その後は減少し、1990年代以降は200～400トンで推移。
2016年の漁獲量は242トン。

資源の動向①



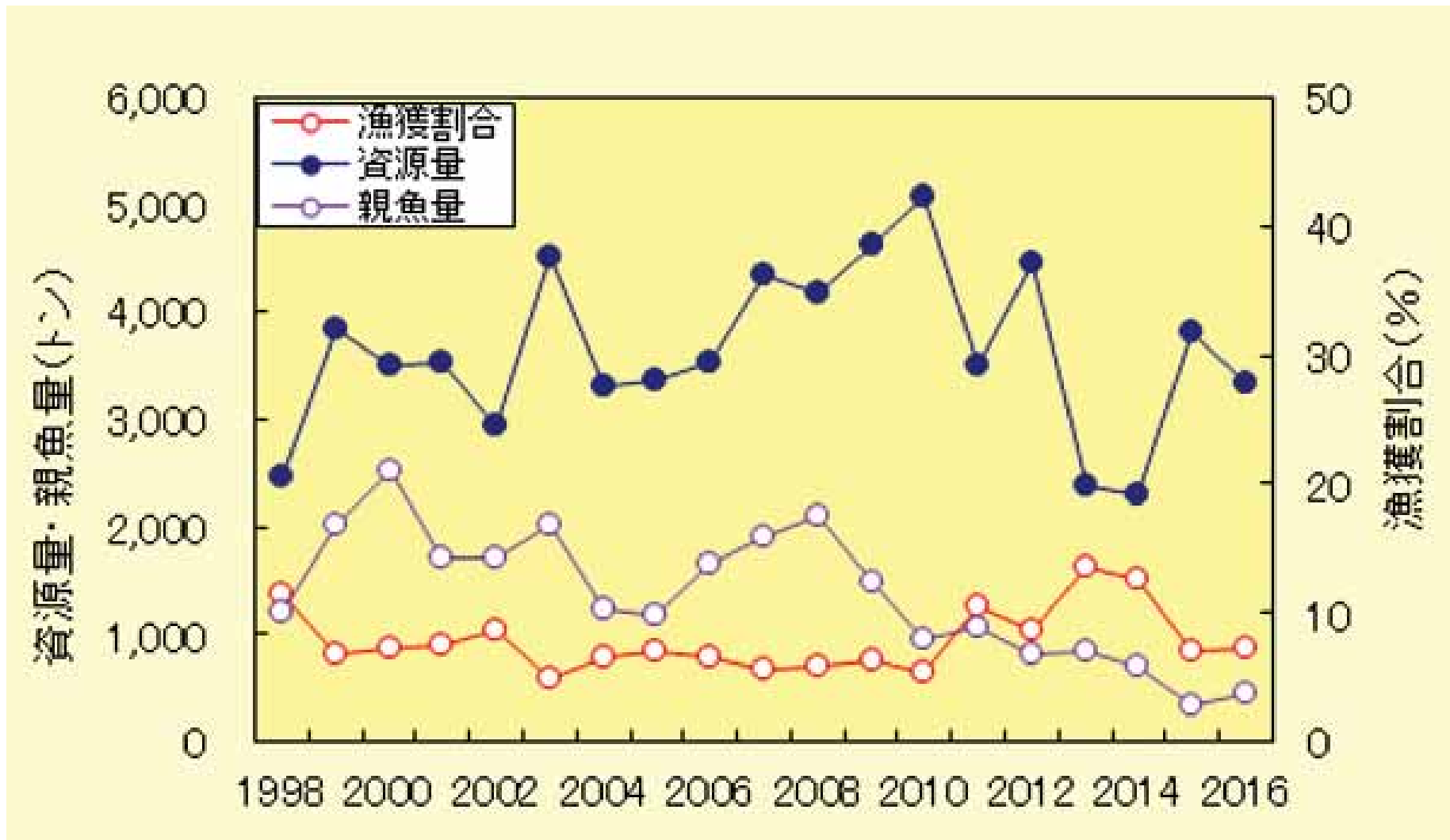
※水準区分

低位／中位：資源密度指数の2009年までの最高値～0の下位3分の1未満

中位／高位：資源密度指数の2009年までの最高値～0の上位3分の1

- Blimit：1998年以降、資源水準が高位であることから、Blimitを設定していない
- 水準：高位

資源の動向②



- 資源量： 2016年は3,300トン。
- 資源動向：資源量の最近5年間の推移から「横ばい」

資源評価のまとめ

- 沖合底びき網および小型底びき網漁業の資源密度指数およびかご調査により評価した
- 本海域の漁獲量は、主に漁船数や網数の減少によって長期的に減少している
- 資源水準の指標値は、1990年代中頃から高い水準にあり、2016年の資源水準を高位と判断した
- かご調査から推定された資源量から、資源動向を横ばいと判断した

2018年ABC表

漁獲シナリオ (管理基準)	Target/ Limit	2018年 漁期 ABC (雄, 雌) (トン)	漁獲 割合 (雄, 雌) (%)	F値 (雄, 雌) (現 状のF値か らの増減%)	2022年漁期の 親魚量 (トン) (80%区間)	確率評価 (%)	
						2022年漁期 に2017年漁 期親魚量を維 持	2022年漁期 にBlimitを維 持
現状の漁獲圧 の維持* (Fcurrent)	Target	280 (218, 64)	9 (9, 9)	0.09 (0.09, 0.09) (-20%)	—	—	—
	Limit	350 (269, 79)	11 (11, 11)	0.11 (0.11, 0.12) (±0%)	—	—	—
適度な漁獲圧に よる漁獲* (F0.1)	Target	400 (305, 99)	12 (12, 14)	0.13 (0.13, 0.15) (+17%)	—	—	—
	Limit	500 (375, 121)	15 (15, 17)	0.17 (0.16, 0.19) (+46%)	—	—	—
親魚量の確保* (F30%SPR)	Target	500 (382, 117)	15 (15, 16)	0.17 (0.16, 0.18) (+47%)	—	—	—
	Limit	610 (468, 143)	19 (19, 20)	0.21 (0.20, 0.22) (+84%)	—	—	—



ズワイガニ北海道西部系群 平成29年度資源評価結果

生物学的特性



生物学的特性

- 寿命: 不明(10歳以上)
- 成熟開始年齢: 不明
- 産卵期・産卵場: 不明(本海域内で産卵している可能性が高い)
- 食性: 成体は主に甲殻類や二枚貝、クモヒトデ、この他に魚類、イカ、ゴカイ、巻貝など
- 捕食者: マダラ

- ・主にずわいがにかご漁業(かにかご漁業)が漁獲
- ・現在、3隻が知事許可を得ている

漁獲の動向

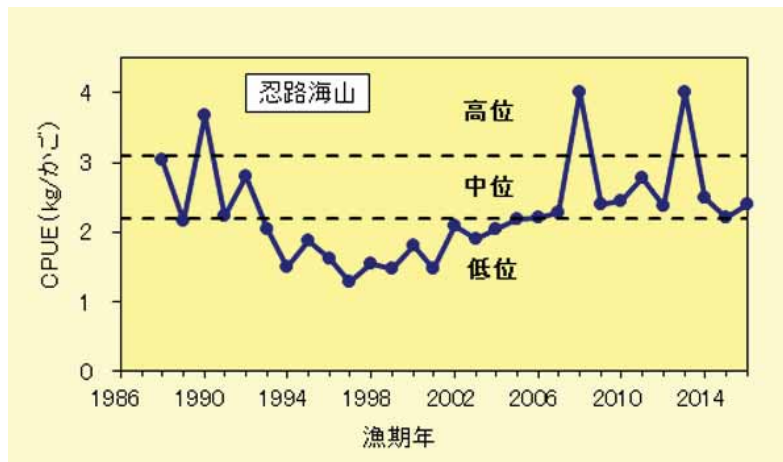
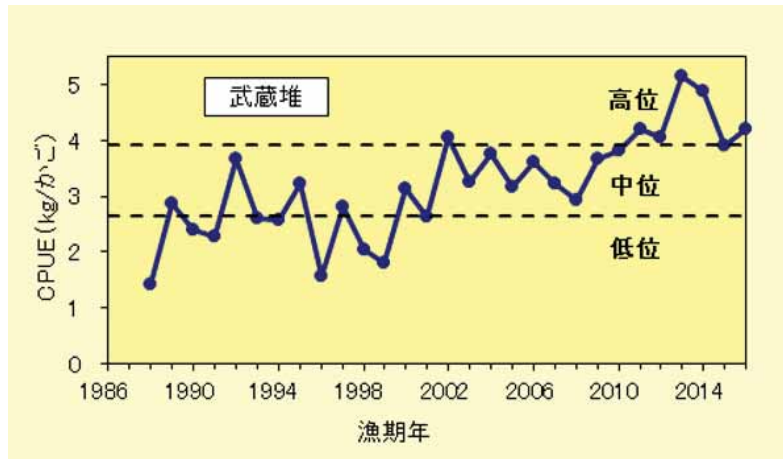


2016年の漁獲量：29トン

漁期年：7月～翌年6月

漁獲量は1986年には80トン超。2016年は29トン。
これは、漁獲努力量が減少したことによる。

資源の動向①



※水準区分

低位／中位：各漁場のCPUEの最高値～最低値の下位3分の1未満
 中位／高位：各漁場のCPUEの最高値～最低値の上位3分の1

●資源水準、動向

直近5年のCPUEの推移から総合判断

●資源水準：「中位」

●資源動向：「横ばい」

資源評価のまとめ

- 努力量は近年低い水準にあり、漁場によってCPUEに変動が見られる中で、漁獲量は1997年以降、安定している
- 資源水準は、各漁場における CPUE が武蔵堆で高位、忍路海山と積丹海山で中位であることから、系群全体として中位と判断した
- 資源動向は直近 5 年間の CPUE の推移から横ばいと判断した

2018年ABC表

漁獲シナリオ (管理基準)	Target/ Limit	2018年 漁期ABC (トン)	漁獲 割合 (%)	F値 (現状の F値からの 増減%)	2023年漁期 の親魚量 (トン) (80%区間)	確率評価 (%)	
						2023年漁期 (に2016年漁 期親魚量を 維持)	2023年漁期 (にBlimitを 維持)
1997年漁期 以降の最大 漁獲量* (C1997)	Target	34	—	—	—	—	—
	Limit	43	—	—	—	—	—



ズワイガニオホーツク海系群 平成29年度資源評価結果

生物学的特性

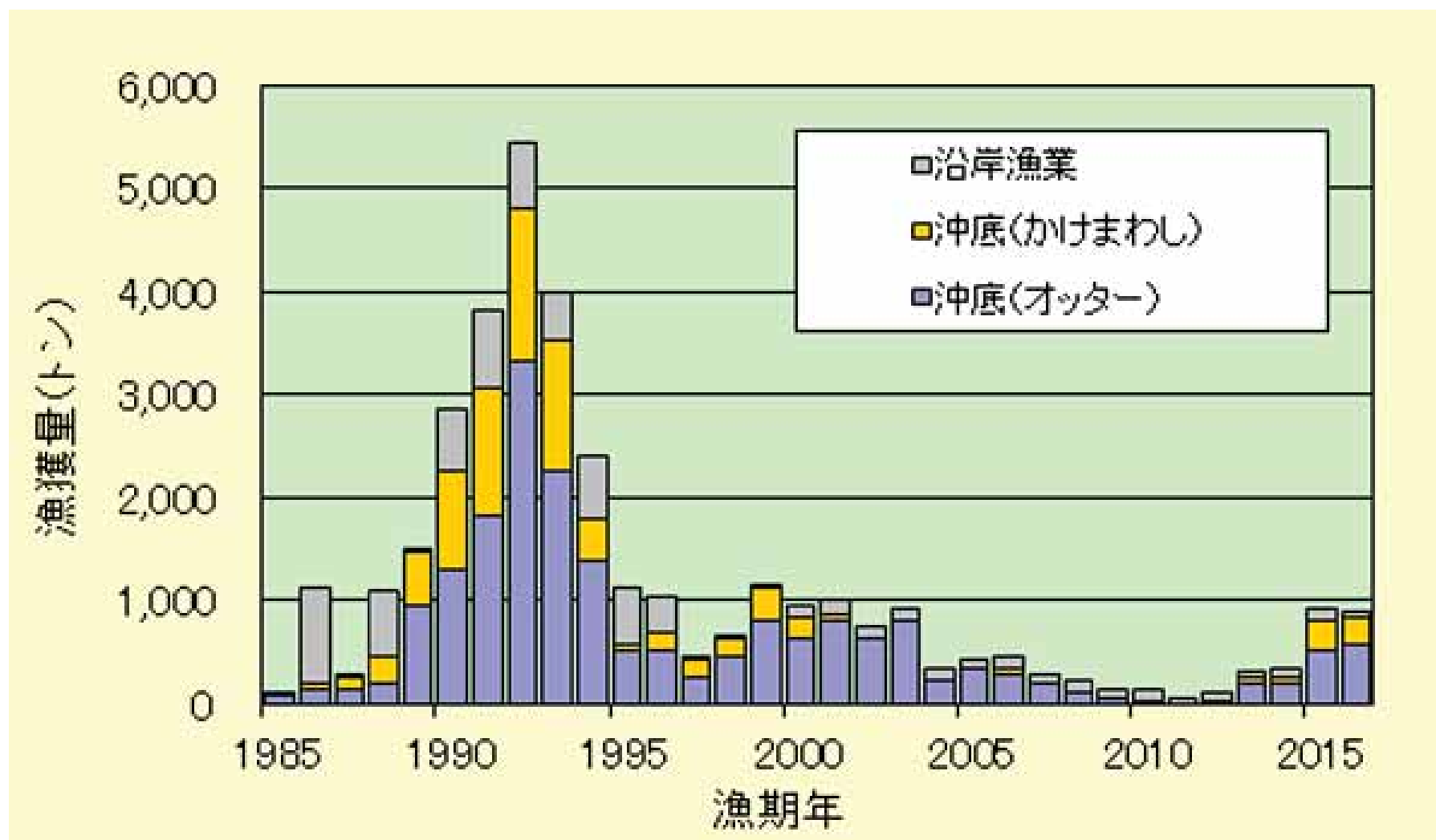


- ・漁場はオホーツク海
- ・漁場外の水域(ロシア水域等)からの来遊量が毎年変化

生物学的特性

- 寿命:不明(10歳以上)
- 成熟開始年齢:年齢は不明、50%成熟甲幅は、雌63mm、雄106mm
- 産卵期・産卵場:5~6月(初産・経産とも時期は同じ)、北見大和堆の北西部の水深150~200mの海底
- 食性:不明
- 捕食者:マダラ、トゲカジカ

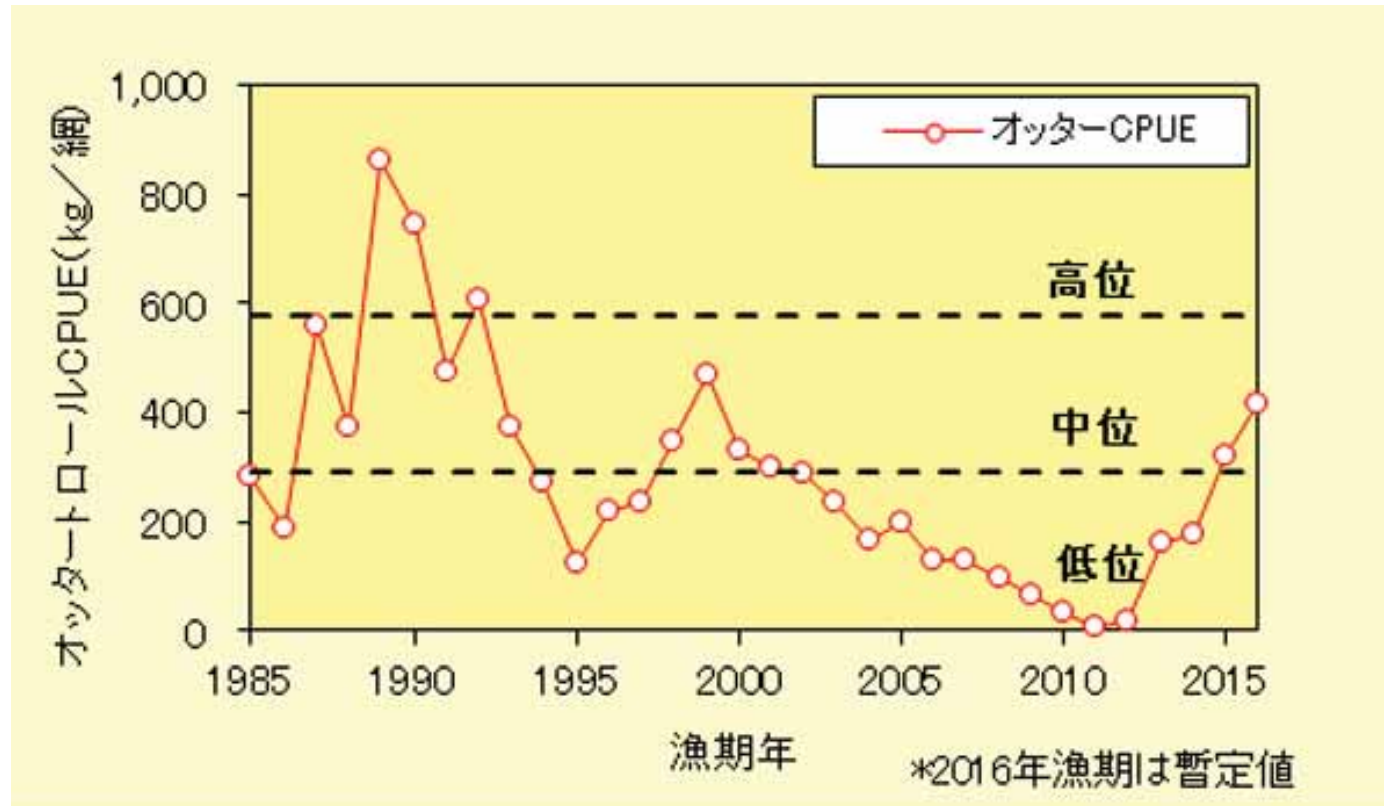
漁獲の動向



漁期年：7月～翌年6月

2016年の漁獲量：885トン

資源の動向①



※水準区分

低位／中位:オッタートロールCPUEの最高～最低値の下位3分の1未満

中位／高位:オッタートロールCPUEの最高～最低値の上位3分の1

● CPUE

2000年漁期以降減少に転じ、2011～2012年漁期に最低。
2013年漁期以降に増加し、2016年漁期には中位となった。

資源の動向②



- 調査船調査による分布密度
直近5年の分布密度の推移から、動向は減少

資源評価のまとめ

- 本系群の現在の資源水準は、1985年漁期以降のオッタートロールCPUEから中位
- また、動向は調査船調査による分布密度推定値の最近5年間の推移から、減少と判断
- 資源水準は中位、動向は減少
- 本系群の分布域はロシア水域にまたがっており、ロシア側の漁獲状況が不明で資源量やF値等の算定が困難であることからABCの算定は行わず、2018年漁期算定漁獲量を提示した

2018年ABC表

漁獲シナリオ (管理基準)	Target/ Limit	2018年漁期 算定漁獲量 (トン)	漁獲 割合 (%)	F値 (現状の F値からの 増減%)	2023年 漁期の 親魚量 (千トン) (80%区間)	確率評価(%)	
						2023年漁期に 2016年漁期 親魚量を維持	2023年漁期 にBlimitを 維持
資源の動向に 合わせた漁獲 (1.0・Cave3-yr・ 0.28)	Target	160	—	—	—	—	—
	Limit	200	—	—	—	—	—



ズワイガニ太平洋北部系群 平成29年度資源評価結果

生物学的特性

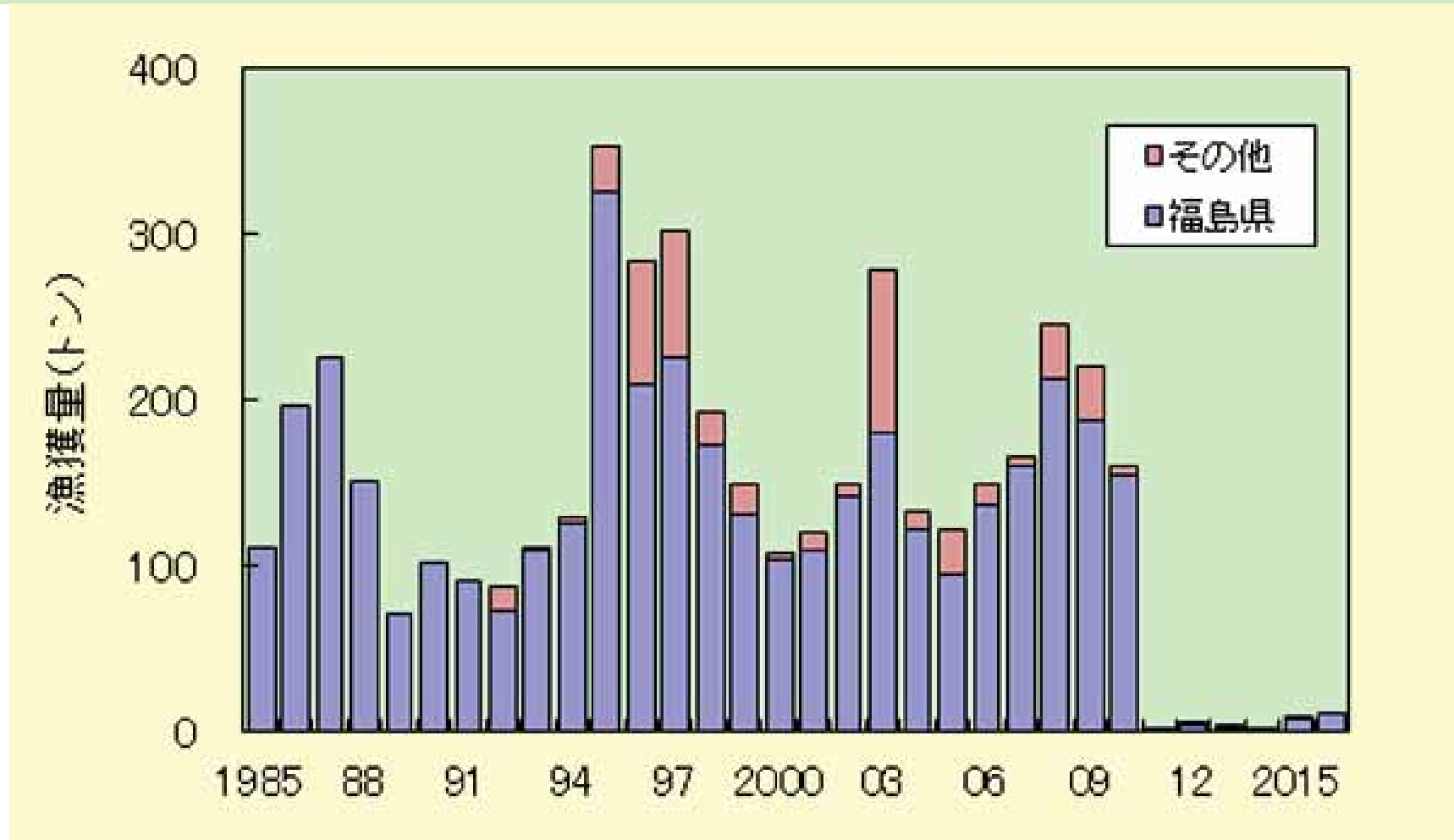


- ・主に福島県沖で漁獲
- ・漁期は12月～翌年3月

生物学的特性

- 寿命: 10歳以上
- 成熟開始年齢: 雄甲幅80mm(50%以上)、甲幅110mm以上(ほぼ100%)、雌甲幅68mm(50%以上)、甲幅76mm以上(ほぼ100%)
- 産卵期・産卵場: 不明
- 食性: 不明
- 捕食者: 成熟前の小型個体はマダラ、ゲンゲ類、カレイ類、ガンギエイ類、ヒトデ類など

漁獲の動向

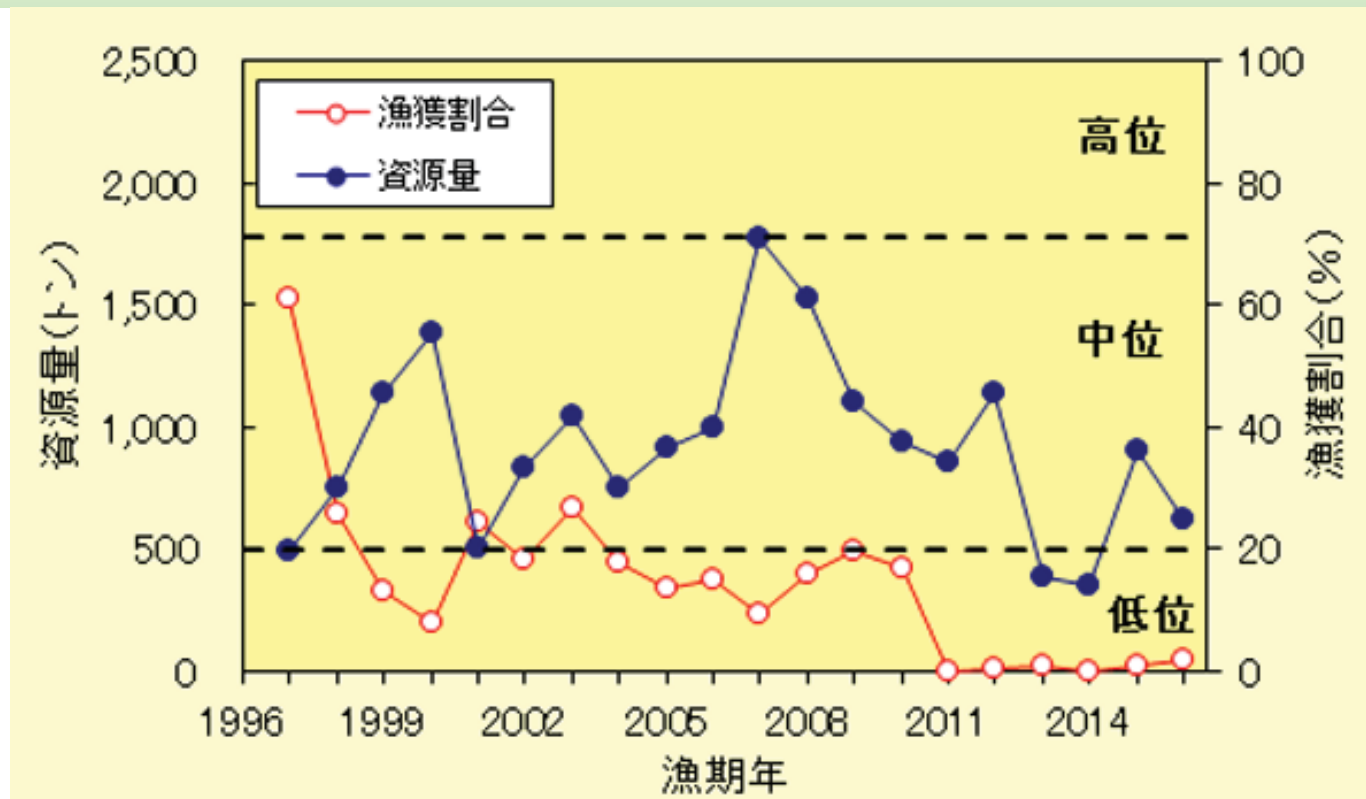


2016年の漁獲量:11.1トン

漁期年：7月～翌年6月

東日本大震災以降、福島県船による試験操業が行われているが、漁獲量は極めて少ない状況

資源の動向①



※水準区分

低位／中位：1997～2010年の漁獲対象資源量の最低値(1997年の496トン)

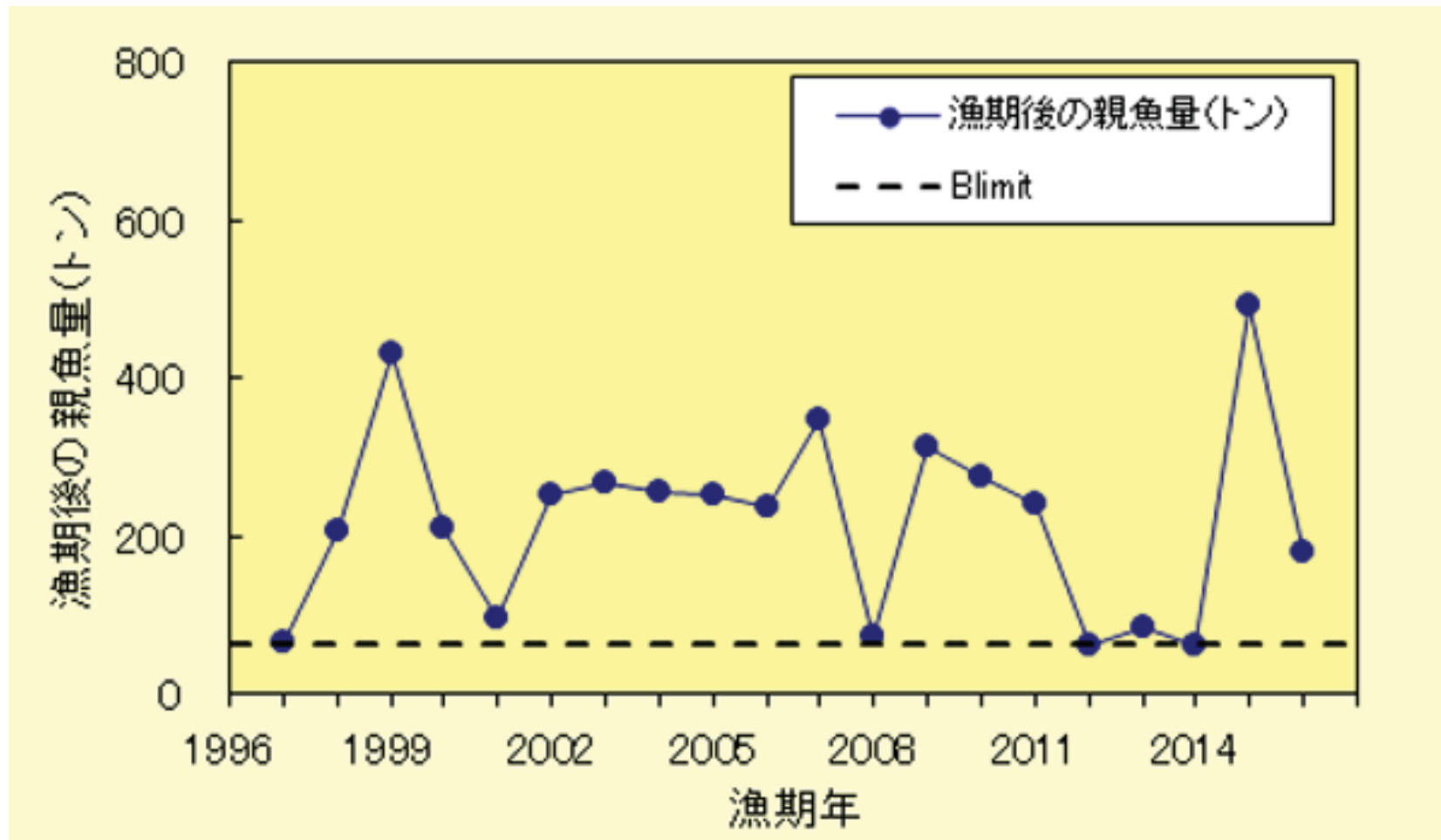
中位／高位：1997～2010年の漁獲対象資源量の最高値(2007年の1,777トン)

●資源量：2016年は626トン

●資源水準：「中位」

●漁獲割合：2012～2016年漁期の漁獲割合は0.1～1.8%
(2016年漁期は1.8%)と低い値

資源の動向②



- 親魚量： 2016年は180トン
- Blimit： 1997～2010年の最小値 63 トン
- 2016年の親魚尾数は、Blimitを上回る。

資源評価のまとめ

- 2011年3月の東日本大震災以降、福島県船による試験操業が行われているが、漁獲量は極めて少ない状況
- 着底トロール調査を行い、面積－密度法により資源量
- 2016年漁期の漁獲対象資源量は、2015年漁期の905トンから減少して626トンとなったが、2013～2014年漁期の350～381トンを上回った。
- 加入量については、2017年は中程度
- 資源水準は中位、動向は横ばい
- 親魚量は、180トンでBlimitを上回った。

2018年ABC表

漁獲シナリオ (管理基準)	Target/ Limit	2018年 漁期 ABC (雄, 雌) (トン)	漁獲 割合 (雄, 雌) (%)	F値(雄, 雌) (現状のF値 からの増減%)	2022年漁期 の親魚量 (トン) (80%区間)	確率評価(%)	
						2022年漁 期に平均 親魚量を 維持	2022年 漁期に Blimitを 維持
現状の漁獲圧 の維持* (1.0Fcurrent)	Target	10.4 (9.6, 0.8)	0.9 (1.1, 0.3)	0.0092 (0.012, 0.0029) (-20%)	399 (281~571)	94	100
	Limit	13.0 (11.9, 1.0)	1.1 (1.4, 0.3)	0.012 (0.015, 0.0037) (±0%)	398 (281~532)	93	100
資源量の増大* (0.9Fave3-yr)	Target	126 (88.5, 37.1)	11.1 (10.6, 12.5)	0.12 (0.12, 0.14) (+920%)	274 (180~393)	45	100
	Limit	155 (109, 45.5)	13.7 (13.1, 15.4)	0.15 (0.15, 0.18) (+1,174%)	251 (161~360)	34	100
適度な漁獲圧に よる漁獲* (1.0F0.1)	Target	141 (107, 34.0)	12.5 (12.8, 11.5)	0.13 (0.14, 0.13) (+1,051%)	283 (189~429)	47	100
	Limit	173 (131, 41.9)	15.3 (15.7, 14.1)	0.17 (0.18, 0.16) (+1,338%)	261 (170~373)	41	100

平成30年漁期 さんま漁獲可能量(TAC)案について

(単位:万トン)

魚種	系群	資源状態		ABC ^(注)				TAC				備考
		水準	動向	27年	28年	29年	30年	27年	28年	29年	30年(案)	
さんま	<p>【中期的管理方針】 漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、平成27年7月に設立された北太平洋漁業委員会(NPFC)における新たな保存管理措置の策定に向けた取組も踏まえ、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を設定するものとする。</p>											
	北太平洋	中位	減少	39.3 (26.4)				26.4	26.4	26.4	26.4	

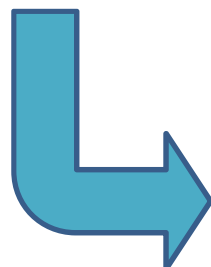
注) 27年は太平洋北西系群のABC(下段括弧内は日本EEZの値)。28年以降、ABCの算定は行われていない。

平成30年漁期 さんま漁獲可能量(TAC)の配分(案)

第1種 特定海洋生物資源	漁獲可能量 (トン)
さんま	264,000



大臣管理分			
指定漁業の種類	数量 (トン)	操業区域	数量 (トン)
北太平洋さんま漁業	203,000	/	



知事管理分 (数量配分県のみ)		備考
都道府県名	数量 (トン)	
北海道	28,000	宮城県、千葉県、三重県、和歌山県及び長崎県については、若干とする。
岩手県	4,000	

平成30年漁期 さば類漁獲可能量(TAC)案について

(単位:万トン)

魚種	系群	資源状態		ABC(注)				TAC				備考
		水準	動向	27年	28年	29年	30年	27年	28年	29年	30年(案)	
さば類	<p>【中期的管理方針】 まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源を維持若しくは増大することを基本方向として管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。 なお、本資源は北西太平洋公海において外国漁船によっても採捕されていることから、平成27年7月に設立された北太平洋漁業委員会(NPFC)等を通じて、外国漁船の適切な管理に向けた一層の取組を推進する。 ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。 まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。</p>											
	まさば太平洋系群	中位	増加	54.0	38.3	37.2	49.8					<p>【30年TAC設定の考え方】</p> <p>以下の考えに基づき算定された系群のABCの合計値と同数をTACとする。</p> <p>(まさば太平洋系群) 「親魚量の維持」シナリオで算定したABCのLimit(49.8万トン)</p> <p>(ごまさば太平洋系群) 「親魚量をBlimit以上で維持・漁獲量の増加」シナリオで算定したABCのLimit(10.5万トン)</p> <p>(まさば対馬暖流系群) 「親魚量の回復」シナリオで算定したABCのLimitのうち日本EEZ内分(16.9万トン)</p> <p>(ごまさば東シナ海系群) 「親魚量の維持」シナリオで算定したABCのLimitのうち日本EEZ内分(4.0万トン)</p>
	ごまさば太平洋系群	中位	減少	24.2	31.4	16.9	10.5					
	まさば対馬暖流系群	低位	増加	18.3 (8.4)	19.1 (8.7)	38.6 (17.3)	31.3 (16.9)					
	ごまさば東シナ海系群	中位	横ばい	4.9 (3.9)	4.7 (3.8)	3.8 (3.1)	4.1 (4.0)					
合計			101.4 (90.5)	93.5 (82.2)	96.5 (74.5)	95.7 (81.2)	90.5	82.2	74.5	81.2		

注) 下段括弧内は、日本EEZ内の値。

資源評価結果

まさば	資源の状態		資源量(親魚量)の状態	漁獲シナリオ(注)	ABC(万トン)		参 考	
	水準	動向					2016年親魚量	Blimit
太平洋系群	中位	増加	>Blim	① 親魚量の増大(F30%SPR)	Target	38.6	71.6万トン	親魚量 45万トン
					Limit	46.3		
				② 親魚量の維持(Fmed)	Target	41.7		
					Limit	49.8		
対馬暖流系群	低位	増加	<Blim	① 親魚量の増大(F30%SPR)	Target	19.4	22万トン	親魚量 25万トン
					Limit	22.7		
				② 現状の漁獲圧の維持(Fcurrent)	Target	26.8		
					Limit	30.4		
				③ 親魚量の回復(B/Blimit×Fmed)(Frec)	Target	27.8		
					Limit	31.3		

ごまさば	資源の状態		資源量(親魚量)の状態	漁獲シナリオ(注)	ABC(万トン)		参 考	
	水準	動向					2016年親魚量	Blimit
太平洋系群	中位	減少	>Blim	① 親魚量の増大(F30%SPR)	Target	6.3	12.5万トン	親魚量 3.8万トン
					Limit	7.5		
				② 現状の漁獲圧の維持(Fcurrent)	Target	6.6		
					Limit	7.9		
				③ 親魚量をBlimit以上で維持・漁獲量の増加(F20%SPR)	Target	8.9		
					Limit	10.5		
東シナ海系群	中位	横ばい	>Blim	① 親魚量の増大(F30%SPR)	Target	2.7	4.7万トン	親魚量 3.3万トン
					Limit	3.1		
				② 親魚量の維持(Fmed)	Target	3.5		
					Limit	4.1		

注) 中期的管理方針に合致するシナリオを記載。

平成30年漁期TAC（まさば及びごまさば）の配分について

1. TACの1割を留保枠とし、当初配分は9割とする。「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて（第84回水産政策審議会資源管理分科会資料5）」に従い、過去3カ年（平成26年から平成28年）の漁獲実績に基づき、大中型まき網漁業及び都道府県へ配分する。
2. 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。ただし、再評価前にすべての留保枠を放出することはしない（少なくとも留保枠の2割程度は残す）。
なお、資源量が少ない系群（マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群）を漁獲している都道府県への再配分量の総計は、留保枠に占める当該系群相当量^注（20,900トン）以内とする。この場合においても、再評価前は少なくとも2割程度残す。

注：留保枠にABC全体に占める当該ABCの割合を乗じて算出

平成30年漁期 さば類漁獲可能量(TAC)の配分(案)

第1種 特定海洋生物資源	漁獲可能量 (トン)
まさば 及び ごまさば	812,000



大臣管理分			
指定漁業の種類	数量 (トン)	操業区域	数量 (トン)
大中型まき網漁業	462,000	/	

※留保枠：81,200トン
 (うちまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群相当量20,900トン)



知事管理分 (数量配分県のみ)		備考
都道府県名	数量 (トン)	
東京都	12,000	北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。
静岡県	8,000	
三重県	30,000	
和歌山県	6,000	
島根県	22,000	
長崎県	23,000	
宮崎県	10,000	
鹿児島県	14,000	

平成30年漁期 ずわいがに漁獲可能量(TAC)案について

(単位:トン)

魚種	系群	資源状態		ABC				TAC(注)				備考
		水準	動向	27年	28年	29年	30年	27年	28年	29年	30年(案)	
ずわいがに	<p>【中期的管理方針】 日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。 オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみでの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。</p>											
	日本海系群A海域	中位	横ばい	3,500	3,800	3,700	3,600	3,500	3,800	3,700	3,600	<p>【30年TAC設定の考え方】 (日本海系群A海域) 「近年の平均親魚量の維持」シナリオで算定したABCのLimit(3,600トン)と等量とする。</p>
	日本海系群B海域	高位	横ばい	660	590	510	610	660	590	510	610	<p>(日本海系群B海域) 「親魚量の確保」シナリオで算定したABCのLimit(610トン)と等量とする。</p>
	北海道西部系群	中位	横ばい	43	43	43	43	43	43	43	43	<p>(北海道西部系群) 「1997年度以降の最大漁獲量」シナリオで算定したABCのLimit(43トン)と等量とする。</p>
	オホーツク海系群	中位	減少	—	—	—	—	500 (1,000)	500 (1,000)	1,000	1,000	<p>(オホーツク海系群) 主たる生息水域が外国水域にある資源であることから、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量(905トン)をベースに1,000トンとする。</p>
	太平洋北部系群	中位	横ばい	20	59.5 (229)	263	173	20.1	59.5 (229)	263	173	<p>(太平洋北部系群) 「適度な漁獲圧による漁獲」シナリオで算定したABCのLimit(173トン)と等量とする。</p>
合計								4,723.1 (5,223.1)	4,992.5 (5,662)	5,516	5,426	

注) 下段括弧内は、期中改定後の数量。

資源評価結果

系群	資源の状態		資源量(親魚量)の状態	漁獲シナリオ ^(注1)	ABC(トン)		参 考	
	水準	動向			親魚量	Blimit		
日本海系群A海域	中位	横ばい	>Blim	現状の親魚量の維持(Fsus1)	Target	1,400	4,100トン (2017年)	親魚量 1,500トン
					Limit	1,700		
				近年の平均親魚量の維持(Fsus2)	Target	3,000		
					Limit	3,600		
日本海系群B海域	高位	横ばい	-	現状の漁獲圧の維持(Fcurrent)	Target	280	640トン (2017年)	未設定
					Limit	350		
				適度な漁獲圧による漁獲(F0.1)	Target	400		
					Limit	500		
				親魚量の確保(F30%SPR)	Target	500		
					Limit	610		
北海道西部系群 ^(注2)	中位	横ばい	-	1997年漁期以降の最大漁獲量(C1997)	Target	34	-	未設定
					Limit	43		
オホーツク海系群 ^(注3)	中位	減少	-	-	-	-	-	-
太平洋北部系群	中位	横ばい	>Blim	現状の漁獲圧の維持(1.0Fcurrent)	Target	10.4	180トン (2016年)	親魚量 63トン
					Limit	13.0		
				資源量の増大(0.9Fave3-yr)	Target	126		
					Limit	155		
				適度な漁獲圧による漁獲(1.0F0.1)	Target	141		
					Limit	173		

注1) 中期的管理方針に合致するシナリオを記載。

注2) 北海道西部系群では、既存の情報からは資源量の算定が困難なことから、漁獲係数、漁獲割合、将来漁獲量の算定、定量的な評価は行っていない。

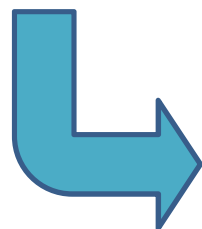
注3) オホーツク海系群は、分布域がロシア水域にまたがっており、詳細な生態や資源状況が不明なことから、ABCの算定を行っていない。

平成30年漁期 ずわいがに漁獲可能量(TAC)の配分(案)

第1種 特定海洋生物資源	漁獲可能量 (トン)
ずわいがに	5,426



大臣管理分			
指定漁業の種類	数量 (トン)	操業区域	数量 (トン)
沖合底びき網漁業 及び ずわいがに漁業	3,717	A 海域 (日本海西部)	2,641
		B 海域 (日本海北部)	43
		D 海域 (オホーツク海)	875
		E 海域 (北部太平洋)	158



知事管理分 (数量配分県のみ)		備考
都道府県名	数量 (トン)	
北海道	168	茨城県及び島根県については、若干とする。
秋田県	15	
山形県	84	
新潟県	424	
富山県	50	
石川県	392	
福井県	214	
京都府	49	

数量移譲に伴う指定漁業等の種類別に定める数量及び都道府県別に定める数量の変更手続の見直しについて

平成30年5月
水産庁

1. 基本的な考え方

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）で定める指定漁業等の種類別の数量・都道府県別の数量の移譲について、資源の来遊状況等に対応するため手続きの迅速化を図る。

2. 見直し（案）

【現行】

数量の移譲について協議が調った場合には、基本計画で定める指定漁業等の種類別の数量及び／又は都道府県の数量を変更する。変更の検討を行うに当たっては、水産政策審議会の意見を聴く。

【見直し（案）】

数量の移譲について協議が調った場合には、内容を水産庁ホームページで公表し、数量は当該移譲を反映した数量とする。

3. 備考

対象は漁場形成の年変動が大きいまあじ、まいわし、さば類とする。

平成30年漁期(第4管理期間) くろまぐろの都道府県別に定める数量案について

第4管理期間からの知事管理(沿岸)漁業の資源管理の主な変更点

- 資源管理法に基づき、都道府県ごとに小型魚、大型魚別の漁獲枠を設定。
- 第4管理期間のうち都道府県管理の漁獲管理期間は、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの9か月間。
※第5管理期間から、管理期間の切り替え時期を漁獲量の少ない時期にするため、管理期間を4月から3月に変更するための措置。
- 定置網の共同管理を廃止。

小型魚の配分の考え方のポイント

超過した都道府県への対応

- 第3管理期間超過量の差引き
第3管理期間超過量は、第4管理期間から原則として一括で差引き。ただし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り、分割差引きとする。
- 一括差引きにより、第4管理期間漁獲枠が0トンとなる都道府県がある。超過した結果、漁獲枠が0トンなのだから、当然、クロマグロを狙った漁獲は中止だが、クロマグロ以外の魚を狙った操業や定置漁業での真にやむを得ない混獲は起こり得る。
- このため、混獲の管理は必須であり、必要最小限の混獲枠、数トンを配分する。

獲り控え数量の上乗せ措置(残枠が確定次第調整)

- 第3管理期間に獲り控えた都道府県の漁獲枠の残枠分は、第4管理期間の当該都道府県の漁獲枠に上乗せ配分する。(※ この際、第4管理期間のみで一括上乗せできない場合は、複数年での分割上乗せする。)
- 上乗せ配分原資は、超過道府県における超過量の第4管理期間からの差引き量を活用。

都道府県の配分量の算定方法

小型魚

- 平成22年から24年の都道府県別平均漁獲実績に基づき都道府県別に12か月分の数量を算定し、第2管理期間の超過量(分割差引き)と第3管理期間の超過量見込みを減じた12か月分の数量を各都道府県の月別漁獲実績に基づき9か月分に按分し都道府県の配分量とした。
- 按分の結果、都道府県の配分量が0.1トン未満となった場合、管理上の観点から、配分量が0.1トンとなるよう配分した。
- 第3管理期間の超過量見込み数量が、平成22年から24年の都道府県別平均漁獲実績に基づき都道府県別に配分する12か月分の数量を上回る都道府県については、混獲による採捕数量管理のため必要な最低限の数量を配分した。

都道府県の配分量の算定方法

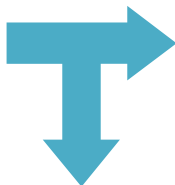
大型魚

- 平成27年から29年の都道府県別平均漁獲実績に基づき都道府県別に12か月分の数量を配分し、過去の県別月別漁獲実績に基づき9か月分に按分した。
- 按分の結果、都道府県の配分量が1.0トン未満となった場合、管理上の観点から、配分量が1.0トンとなるよう配分した。

平成30年漁期 くらまぐろ漁獲可能量(TAC)の配分(案)

第4管理期間(平成30年7月～平成31年3月)

第1種 特定海洋生物資源	漁獲可能量 (トン)
小型魚	3,138.7
うち留保	239.2
大型魚	4,687.6
うち留保	724.7



大臣管理分		
指定漁業の種類	小型魚 数量(トン)	大型魚 数量(トン)
大中型まき網漁業	1,500	3,063.2
近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9	167.0
東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8	

知事管理分(数量配分県のみ)			知事管理分(数量配分県のみ)		
都道府県名	小型魚 数量(トン)	大型魚 数量(トン)	都道府県名	小型魚 数量(トン)	大型魚 数量(トン)
北海道	8.3	157.0	兵庫県	1.8	1.0
青森県	190.1	361.2	和歌山県	22.3	3.9
岩手県	21.1	8.8	鳥取県	1.6	1.0
宮城県	21.6	4.8	島根県	57.1	7.0
秋田県	15.1	19.2	岡山県	0.1	1.0
山形県	7.3	3.2	広島県	0.1	1.0
福島県	7.9	1.0	山口県	80.8	4.8
茨城県	16.6	1.0	徳島県	7.8	1.0
千葉県	38.0	9.4	香川県	0.1	1.0
東京都	7.3	7.6	愛媛県	7.2	1.0
神奈川県	24.8	1.0	高知県	35.6	3.2
新潟県	26.3	8.2	福岡県	4.0	1.2
富山県	74.5	1.9	佐賀県	0.8	1.0
石川県	45.6	6.1	長崎県	513.7	93.9
福井県	13.3	2.9	熊本県	0.7	1.0
静岡県	19.9	3.6	大分県	0.5	1.0
愛知県	0.1	1.0	宮崎県	10.2	1.0
三重県	17.5	2.0	鹿児島県	2.0	1.4
京都府	14.9	3.8	沖縄県	0.1	1.6
大阪府	0.1	1.0	計	1,316.8	732.7